

## 第3章 他機関の本プロジェクトへの関与

### 3-1 アジア開発銀行

アジア開発銀行（ADB）関係者との意見交換の概要は以下のとおりである。面会はコンタクトミッションにおいて西田、山本が実施した。

- (1) 面会場所：ADB本部（マニラ）
- (2) 面会日時：平成2年11月26日 8：30～15：00
- (3) 面会者：① Mr. B. K. Lee (Senior Urban Development Specialist)  
② Mr. B. Murray (Senior Project Economist)  
③ 村田 晃 氏 (Programs Officer, Programs Department(East))  
④ 関 氏 (Manager)  
⑤ Mr. W. Makitalo (Senior Project Economist)

#### (4) 結果の概要

上海浦東地区開発に係るADBのTA(Technical Assistance) Studyの現況に関しては、

- ① 調査のTORは事前に当方が入手したものから変化なし。
- ② ADBのTAは当初ADBがローン供与を予定しているNANPU(南浦)大橋のピギーバックTAとして実施される予定であったが、NANPU大橋のローンに対する理事会承認が得られる見通しが不透明であるため、本年10月独立したTA(Stand alone TA)としてNANPU大橋とは切り離して実施する手続きを完了している。
- ③ しかし、このTAそのものも、未だADBで正式に承認されておらず、担当としては、遅くとも平成3年1月中には承認を取り、4月には実施に入りたいと考えている。
- ④ 本件承認が遅れている背景としては、中国に対する協力の方針がアメリカ、世銀の動きに関連して未確定であり、天安門事件以降の凍結を全面解除するタイミングに至っていないことにある。
- ⑤ TAの規模はADB予算で60万ドル、インプット・マン/マンスはADB22M/M、ローカル30M/M程度を考えている。

(なお、ADBでは60万ドル未満は総裁限りで承認できるが、60万ドルを超えると理事会の承認を得る必要がある。本件は当初70万ドル弱の予算を要求していたが、総裁権限の範囲内に抑えるためADB分を60万ドル以下に抑え、ローカル(中国側)負担を数万ドル加えた形で早期承認をねらっているが、全体の予算規模に関し微妙なところがあり、直ちに承認されるかどうか不明である)

- ⑥ 調査期間は9カ月程度を予定し、短期に集中して実施したいとのことである。

- ⑦ ADBの対象としているインフラの計画目標年次は medium term(2000年)としている。
- ⑧ 外高橋の港湾開発の問題点(位置・バース及び航路水深・シルテーションなど)については世銀スタッフとも既に意見の交換を行っており、上海側の考えている位置に大水深港湾を建設することの困難性は十分承知している。
- ⑨ また、世銀による港湾開発(40バース)に係る appraisal に関し、ADBが得た情報によると上記問題が世銀内部でも取り上げられ、担当マネジャー (Jeffrey S. Gutman (Division Chief, Transport Development Division, Policy, Planning and Research Staff, The World Bank) が苦境に立つとともに、expert panel に参加した数名の専門家のうち2名 (Stein Hansen (Economist), Anatoly Hochstein, Ph. D. (Distinguished Chair Professor and Director, Louisiana State University, The George Washington University)) は既に辞めているとのことである。
- ⑩ ADBは全体として浦東地区の開発に係る上海側の詰めの甘さを指摘し、大規模な開発を前提とするスタディーより、むしろ当面の措置を対象とするスタディーの方が安全かつ現実的であると指摘した。
- ⑪ 団としては、上海側とのこれまでの折衝の経緯を説明し、日本側としては外高橋地区の調査の枠組、方法、時期等については未だ決めていない旨述べておいた。
- 双方は今後とも情報・意見の交換を密にすることで合意した。

### 3-2 世界銀行

上海の拡充プロジェクトは現在世銀の資金供与により、宝山、関港、朱家門、民生港区で実施されている。これらのプロジェクトは、短期的には、上海港の荷役能力の増大と効率向上と背後圏において増大する輸送需要に対処し、健全な長期的発展の基盤とすることを目的としている。(Loan Number 3006CHA)

このため、

- (イ) 宝山(Baoshan)において、8バース(-4.0m~-9.4m)延長1,408mの多目的埠頭(うち3バースはコンテナ荷役可)と202,700㎡の保管施設(うち2分の1はコンテナ用)の建設、関港(Guangang)において、8バース延長1,450mの一般雑貨バースと224,000㎡の保管施設及びバース用バース1,070mの建設、朱家門(Zhujiamen)において、石炭バース303m(-10m)(うち208mが揚荷用、95mが船積用)と保管施設30,000㎡×2の建設、民生(Minsheng)において、穀物バース4バースの改良(-10m×738m)と80,000tサイロの建設
- (ロ) これらに関連する荷役機械の購入
- (ハ) 効率的運営・管理のための費用・管理・情報システムの調査
- (ニ) 上海港マスタープランの専門家パネルによるレビューを実施している

このうちについては日本基金の無償により実施されている。

以上の中で本開発計画に関連する部分は、上海港マスタープランのレビューである。

マスタープランに含まれている将来の新港地区としては張家(Chang Jiang)、羅徑(Luojing)、外高橋(Wei gaogio)、金山嘴(Jinshanzui)が含まれている。

当マスタープランによると、上海港で必要とされる岸壁と建設計画は次のとおりである。

	改良	新設
第7次5カ年	13 パース	16 パース
第8次5カ年	12	20
第9次5カ年	6	20

上記パネルによるレビューは既になされ、それらの意見を取り入れて変更したのが現在の掘込式計画案としているが、レビュー結果のレポートについては現在作成中とのことであり、入手できなかった。後日、世銀とコンタクトする必要がある。

### 3-3 大阪港・横浜港

大阪港及び横浜港は上海港と姉妹港関係にあり、上海港と技術交流も行っている。横浜港は前述の関港港区の開発計画の策定にあたり技術協力を行った実績があり、現在、緑華山におけるトランジットセンター建設可能性の調査協力の可否につき協議を行っている。

一方、大阪港は、当該プロジェクトの中心となる外高橋新港の計画策定に対し技術協力を実施している。協力の内容は、①外高橋新港区の平面配置と占有範囲、②築港における技術課題(船舶停泊案件、掘込埠頭の構造、泊地の土砂埋没、敷地の処理)の研究、③建設投資額の見積り、となっている。

これまでに上海港外高橋新港計画に関する考察(1988.4)、上海港の開発に関する調査業務報告書(1989.2)が提出されている。

## 第4章 本格調査への提言

### 4-1 コンタクトミッション提言

#### 4-1-1 保税区域、輸出加工区検討の課題

##### (1) 保税區、輸出加工区の性格

一般的に保税區、輸出加工區を設置する場合、国の經濟政策（特に関稅保護政策、為替管理制度等の輸入管制政策等）を加味し、計画地での經濟環境（立地ポテンシャル）を分析したうえで、保税區、輸出加工區設置によるメリット（貨物保留、經費節約、輸出加工、市場性の対処等）のどのメリットを狙い目とする性格にするかを定める必要があり、このような性格に対応した法制を整備する必要がある。

しかしながら、浦東新区の場合、これらの性格は、1990年9月、政策法規が定められ、既に大枠は決定されている。

##### (2) 保税區、輸出加工区の計画手順と計画対象施設

保税區、輸出加工區の性格が決定された以降の計画手順は一般的に図4-1に示すような手順となる。

したがって、計画対象施設は、一般的に以下のような施設が対象となる。

- ・区域内土地區画整理・造成
  - ・区域内道路・鉄道等
  - ・区域内給排水施設（メイン）
  - ・給電施設（メイン）
  - ・コンテナヤード、荷捌施設
  - ・展示施設
  - ・流通加工棟
  - ・倉庫・上屋
  - ・駐車場・緑地
  - ・廃棄物処理施設
  - ・通信施設（メイン）
- } 共同設計もある

したがって、保税區、輸出加工區の計画策定とフィージビリティ調査（F/S）を実施するためには、少なくとも、当該地區で利用可能とする各種インフラ施設の規模・容量と整備計画（年次別利用可能容量と設計概要）が必要となる。

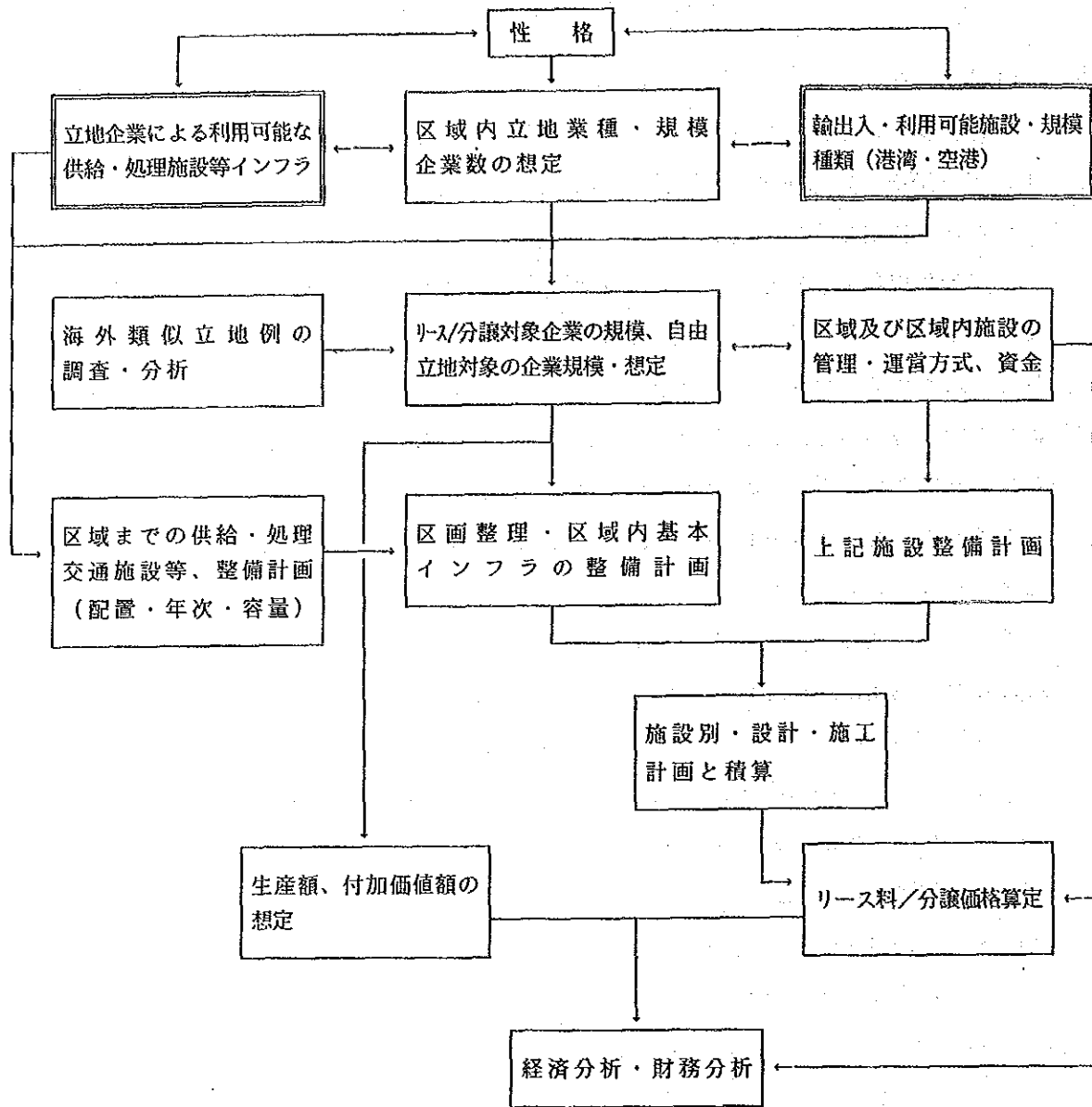


図 4 - 1 保税区・輸出加工区の計画手順

#### 4-1-2 要請された調査を実施する方法

今回の調査、ヒアリング及びADB、IBRD等へのヒアリング結果から想定され得る方法は以下のとおりである。

1. ADBの実施する新区全体の幹線インフラの整備計画及びIBRDの実施する新港のマスタープラン調査（未定）が出来た段階で実施する。（南浦橋のように実施中のものもある）  
（理由）浦東新区全体の概念計画はあるものの、個別施設（少なくとも基幹インフラ）整備計画がないため、外高橋地区内インフラの接続箇所・方法・断面等の設計が出来ない。

2. 浦東新区の概念計画をベースに外高橋地区先行開発のため、段階開発計画（マスタープラン）を作成し、保税区、輸出加工区のプレF/S（港湾を含む、インフラ整備のタイミングと規模とを関連させた代替案の作成）を行う。

（理由）ADB、IBRDの調査を待ってもF/Sが出来る精度まで調査が完了する見通しは少ない。

3. 概念計画の思想のみ尊重し、外高橋地区のみを2000年までにスタートし得る計画（マスタープラン）を作成し、F/Sを行う。港湾も2000年までに可能な計画を作成する。

（理由）上海側が急いでいることもあり、当面小規模でも実現可能な計画とした方が合意し易い。（ただしトランジット保税はなく、国内向貯留機能となろう）

4. 港湾計画は、交通部の提供する計画を前提とし、ADB調査終了後、外高橋地区F/Sを行う。

（理由）港湾計画についても、IBRDとの合意が得られる（または交通部案としてまとまる）のはもう少し先の話と思われる。

（理由）10mを前提とした計画とならざるをえない。

#### 4-1-3 本格調査の取扱いについて

本件については、

① 上海側がプロジェクトの推進を極めて急いでいること

（外高橋保税会社ほか2会社が1990年9月設立済みで、既に事務所を構え、保税区整備の準備作業に入っている。第一期3kmについて3カ年程度で開発を行う心積りである。また、新区全体でも南北の発展軸方向の当面のインフラ整備を2.5～3カ年で実施する心積りであり、これを対外的に宣伝している）

② 本来ならば本格調査が前提あるいは参考とすべきADB調査の実施スケジュールが不確定であること

③ 本件全体を取り止めることは問題が大きいこと

などから勘案して、日本側としては、ADB調査の結果を踏まえた後、1991年度の早い時期

にタイミングをみて本格調査を実施すべきであり、それまでの間、JICA 事務所もしくは上海総領事館を経由して上海側と密に連絡を取りつつ、意見調整を図り、事前調査団を1991年度初めに派遣する必要がある。

(1990年度末での派遣も可能であるが、予算管理上見通しが立たないため、これについては早期に決断が必要)

## 4-2 S/Wミッション提言

### 4-2-1 総合

#### (1) 総括

上海市政府の調査に対する要請事項は、外高橋地区が世界の社会経済の変化に対応した国際レベルの保税区、輸出加工区、住居区等を持った開発となり、2000年をめざした整備計画及び長期的な基本計画(目標年次2020年)の策定である。外高橋地区は浦東新区の中では既存の機能集積もなく、既成市街地から遠いという不利な地区であり、当地区の開発が国際レベルのものとなるために、港湾機能の充実及び幹線道路や鉄道の整備が不可欠であると考えられる。

大規模な開発を行う場合には、綿密な調査を行い、現況や既定計画等をベースとして、開発基本計画及び開発整備計画を策定した後、事業を進めることが、一般的な手順である。しかし、外高橋地区開発の場合は、確定した基本計画及び整備計画がないままに、既に開発整備に着手されており、港湾、道路等の関連インフラが整備されつつある。これらの事業中の関連インフラ(特に港湾機能)では、上海市政府がめざしている国際レベルの開発を実現することは、かなり難しいと判断されるため、調査団から既定計画の再検討も含めた開発計画調査の実施を提案した。しかし、市政府はこれに合意せず、調整の結果港湾については調査の対象から除外するとともに、現在事業中のインフラについての見直しは行わないこととした。

よって、外高橋地区の本来のあるべき姿である基本計画を策定し、それを実現する整備計画を提案しても、この計画が現在進められている事業と齟齬を来すことが明白であることから、実施細則に定めているように変則的な開発調査の内容となったものである。

上海市政府が直接所管していない港湾、幹線鉄道等の関連インフラの計画は、外的条件に取り込むこととする。外的条件は概ね3条件とし、それぞれに対応した開発の将来方向を開発シナリオ案としてとりまとめることから、開発シナリオも3案となる。このうち、少なくとも1案は先に検討した整備計画案と矛盾しないものとする。さらに、先に検討した整備計画案を否定することのないように、この3案の比較については1案に絞り込むようなことはせず、参考程度に概略行うものとする。

開発シナリオ案は、フィジカルなものを作成することを目標とするが、外的条件及び既存資料のレベルに従い、最終報告書においては文章表現のみとすることも検討する必要がある。

## (2) 外高橋地区開発規模

開発規模は外的条件である浦東新区全体の開発フレームを受けて設定することになるが、保税区や輸出加工区の開発規模は、その性格上、港湾機能の規模に対応して、決定されることになろう。同時に、浦東新区全体の開発計画における外高橋地区の位置付けについて、他の地区の機能立地計画を見極めながら、整理、検討しておく必要がある。特に、国際的な視点から保税区及び輸出加工区の立地について検討を進めることが、市政府からの強い希望である。

港湾機能等の外的条件により保税区や輸出加工区の開発規模が制限される場合は、港湾機能等の外的条件の見直し、または立地させる産業の見直しを行った代替案の設定もやむをえないと思われる。

## (3) 本格調査実施上の課題

要請の対象となった、外高橋地区は、面積約50km<sup>2</sup>であり、浦東新区全体面積177km<sup>2</sup>の約28%を占める地域であるが、当該地区での主要プロジェクトは保税区（計画面積10km<sup>2</sup>、第1期3.28km<sup>2</sup>）と、保税区のための生活居住区1km<sup>2</sup>とされている。当該地区（全体75km<sup>2</sup>）の計画目標人口が26万人とされている。このほか、緑地等計画原単位を中国側は有し、概念計画図（ラフ・スケッチといった方が正確であろう）を作成しているが、つぶさに検討を行うと、投資スケール、目標人口、産業構成、所要インフラ量等、マクロスケールにおいても、計画内容の不整合が多々見受けられる。特に当該地区を支える経済の中心をなすプロジェクトである保税区については、制度が先行し、フィジカルプランについては、全く検討がなされていない。保税区成立の前提となる外貿港湾施設については上海市の計画上4バースの順岸式岸壁が外高橋地区開発のために建設されるとしているが、現上海港の施設不足の状況（平均30日/隻の船待ちが生じている）を勘案するとともに、世銀へのレポートから推察すれば、当該4バースは、現上海港の隘路打開のためコンテナ用2バース、石炭、木材等用2バースのための計画となっており、はたして外高橋地区に新規立地する企業用に使用し得るか否かは大いに疑問のあるところである。産業活動に必要な水資源、電力、エネルギー等についても、既に高橋地区に立地している石化・ガス等の工場での需要量等を勘案すれば、新規開発需要に利用し得る容量が如何なるものとなるかについては、本格調査において、明らかにする必要がある。

このようなことから、実施細則に定めた、①上海市、浦東新区、外高橋地区の現状把握と、②外高橋地区開発シナリオ及び整備計画検討の外的条件の設置の作業は最も慎重かつ、



高度な技術を要する調査項目となる。とりわけ(2)の4)外高橋地区利用条件の評価(開発適性、開発可能容量の評価)は、その中心をなす作業である。この作業にあっては、用地造成の難易性、港湾開発としての水域の適性、既土地利用変更の難易性、道路、鉄道等運輸インフラ整備の難易性(地形、地質等)の物理的適性及び開発可能容量の評価に加え、中国政府及び上海市の投資能力、供給処理施設も含む社会インフラの容量(供用可能容量、供用可能時期)、外資調達の可能性等についても開発方式、資金調達方法との組み合わせにより可能性が変化する。特に当該地区開発の中心をなすプロジェクトが保税地区の開発であるため、保税地区の開発可能容量により、全体の開発規模が大きく影響される。保税地区の開発可能容量は、港の規模により大きく変化する。港の規模については、4-2-5に記述してあるので、ここでは記述を避けるが、通常港湾の規模を決定する港湾利用需要が、今回の場合は外高橋地区の立地可能業種の決定因子ともなっているため、上海港の海運からみた優位性、近隣港との競争条件等を判断するとともに、揚子江流域の内需を対象にした輸入代替型保税区、日本への逆輸入をめざした輸出保税区とするか、または、これらを組み合わせた保税区とし得るか等の代替シナリオが考えられる。今回調査のカウンターパートである上海市人民政府は、港湾・鉄道・空港を含む基幹運輸インフラに関しては計画・投資決定権がないため、また、行政権限に関するアツレキが中央政府との間にあるため、港湾計画そのものの検討は、調査の実施細則から落としたが、保税区、輸出加工区の開発可能性の検討のためには、港湾利用の可能性の検討が中心的課題として欠くことができないため、利用条件の評価及び開発シナリオ等の作成にあたっては、通常の港湾計画策定のための前段作業を行う必要がある。

#### (4) 調査実施の基本的作業手順

本格調査実施の概略手順は次図4-2、4-3に示すとおりである。Ⅱにおける外的条件の設定は、計画フレーム(浦東新区全体及び外高橋地区)及び外高橋地区開発の中心をなす保税機能、輸出加工のタイプ(市場及び規模)とインフラの利用可能容量と時期を組み合わせて、複数ケース(3ケース程度)設定をすることを想定している。ただし、中期計画(2000年目標)については、保税機能、輸出加工機能に最も密接に関連する港湾施設が、外高橋地区4バース(水深-10m)に限られていることから、これらの機能については、貨物取扱容量及び直接寄港可能船型(市場)が、ある程度限定されてくるため1ケースの外的条件しか想定していない。

外的条件設定のための手順は、大略図4-3のように想定される。この手順の中で、港湾に関する調査は、北京交通部-上海港-世銀のラインで検討がなされていることを理由に、S/Wでは新港湾地区計画案のレビューという記述しかなされていないが、保税区、輸出加工区の性格、規模の検討には港湾整備の将来像の検討は欠くことのできない作業であ

る。したがって、上海港務局からは、計画4バースのF/Sレポート資料（本報告書は交通部許可が得られないため、内部資料として供与される予定）及び中国側からは入手困難であるが、世銀に提出されている上海港マスタープラン資料及びレビューパネル報告書を検討することが必要である。

このため、調査期間中に世銀関係者との意見交換は是非行う必要があると思われる（担当者：アジア局、ムバラク、堤、チェン）。

輸出加工区については、1988年～1989年にJICAにより青島輸出加工区開発計画調査及び青島前港湾区開発計画調査がなされており、地域的には上海よりも北部であるが、性格の検討には中国全土の比較がなされているため、十分参考にし得る。

利用可能インフラについては、現在着工中のものが、南浦大橋のみであり、対象地区の外高橋地区は南浦大橋及び既存の隧道より15～20km離れているため、外高橋地区に最も近い草鎮隧道の建設供用時期、既存電力、水道の利用可能容量、外高橋地区発電所の建設供用時期と現上海港のリハビリ後容量と利用可能性、外高橋地区での大水深港（-12m以深）の建設可能性、及び寧波あるいは揚子江河口緑華山からのトランジット可能性等により、当該地区での保税機能・輸出加工機能は大きく影響され、同時に開発フレームも影響される。したがって、作業としては開発フレームを上限、下限、中位値位で検討を行い、一方上記インフラの整備可能性をみて、これらのインフラ容量を制約条件として（代替案として複数ケース考えられる）、達成可能度を大略チェックし、最終的に3ケース程度を設定することとなる。

特にインフラ容量の検討については浦東新区全体のネットワーク整備によっているため、ADBによる調査のphase IのD（計画代替案の検討）及びE（計画課題、基準の検討）の結果を受けて作業するのが手戻りなく行えるであろう。また、中期計画の外的条件の設定にあっては、同じくADBによる調査のphase IIのA、B、C、D、E（各インフラ計画の検討）を受けて実施するのが望ましい。

#### (5) 調査に必要な要員

調査の主要点は前述したように、保税機能・輸出加工機能の規模と性格を決定することが中心テーマとなる。これらを決定するには、浦東新区全体←→外高橋地区←→保税区と、3段階の開発フレームを設定する開発経済の専門家、極東地域の国際海運の動向と将来を分析し、近隣港との比較優位性、浦東新区保税区の性格付けを検討する港湾経済専門家、輸出加工区の比較分析及び性格付けを検討するEPZ立地計画専門家、及び港湾貨物（特に、保税区内でのトランシップ貨物、輸出加工区の入出貨物）の推計及び臨港地区計画（物流基地、保税区、加工区配置計画、港湾施設配置計画）を検討する港湾計画専門家及び、保税区の管理・運営計画を策定する港湾管理・運営専門家、及び輸出加工区の施設

計画を検討するEPZ施設設計専門家、及びインフラ施設の積算・施工計画専門家、住居地区、中心地区計画を行う都市計画専門家、及び、これら地区の供給処理、住宅、公共施設計画担当の都市施設設計専門家、及び地区全体の供給・処理施設計画・設計担当者及び施工・積算担当者、地区全体の交通施設の計画及び投資計画の検討を行う交通計画担当者を必要とする。

これ以外に、カウンターパートである上海市都市計画管理局との交渉・調整を担務するため、総括として地域開発の専門家と、港灣及び保税区の開発について上海港務局及び世銀と交渉・調整するため副総括として、港灣・開発の専門家が必要と思われる。また、長期開発のシナリオの一部を構成する緑地整備の基本方向を検討するため、緑地開発専門家を必要とする。

#### (6) 実施上の留意事項

既存の浦東新区の開発計画・構想及び現在進めている事業計画について、事前に市政府より詳細な情報を収集する必要がある。既存の開発のフレームについては明解な根拠がないようであるので、2000年を目標とした整備計画を策定するためには、新たに開発フレームを設定する必要がある。その際に、既に関連インフラの整備が行われていることから、関連インフラの事業計画に無理がないかどうか検証するとともに、インフラの容量を超えないような開発フレームの設定をすることが必要である。

整備計画案の作成に必要な外的条件は、ほとんどが市政府から与えられると思われ、新たに設定できる条件も、既定の他の条件から自動的に決ってしまうと思われるため、複数の設定はできないと考えた。それ故、実施細則において外的条件（複数）とあるうち、複数の開発シナリオ案の作成のための外的条件を意味しており、複数の外的条件に対応した整備計画案を立案する必要はない。

また、整備計画案の評価は、協議議事録にも明記してあるように、主要開発プロジェクト（インフラも含む）の事業費の概略算定、費用便益分析を行うプレF/Sレベルをイメージしている。しかし、市政府より提供される地形図の縮尺によっては必要となる精度を満足できないことが予想されたため、市政府には、縮尺1/5,000の地形図を整備するよう要求するとともに、提供される地形図の縮尺により検討の精度が著しく低くなる懸念を伝えている。

なお、地形図は浦東新区全体について縮尺1/20,000があり、外高橋地区の一部について1/5,000の地形図があるとの回答であった。このうち、1/20,000は入手したが、1/5,000地形図は確認できなかったため、調査に先だて別途1/5,000地形図の整備されている範囲及び例示として、そのうちの1葉を事前に提供するよう要求している。

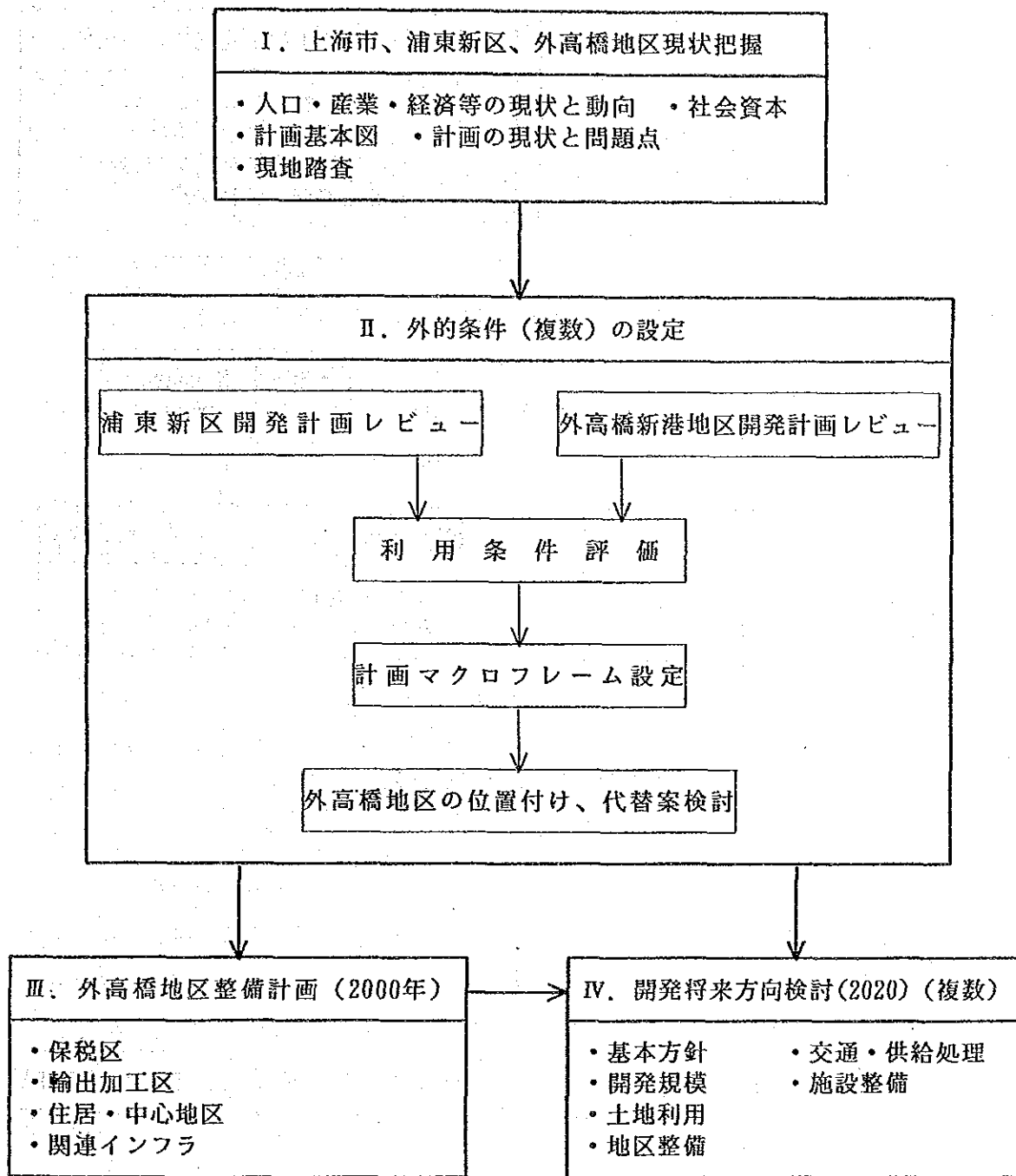


図4-2 本格調査のマクロ手順

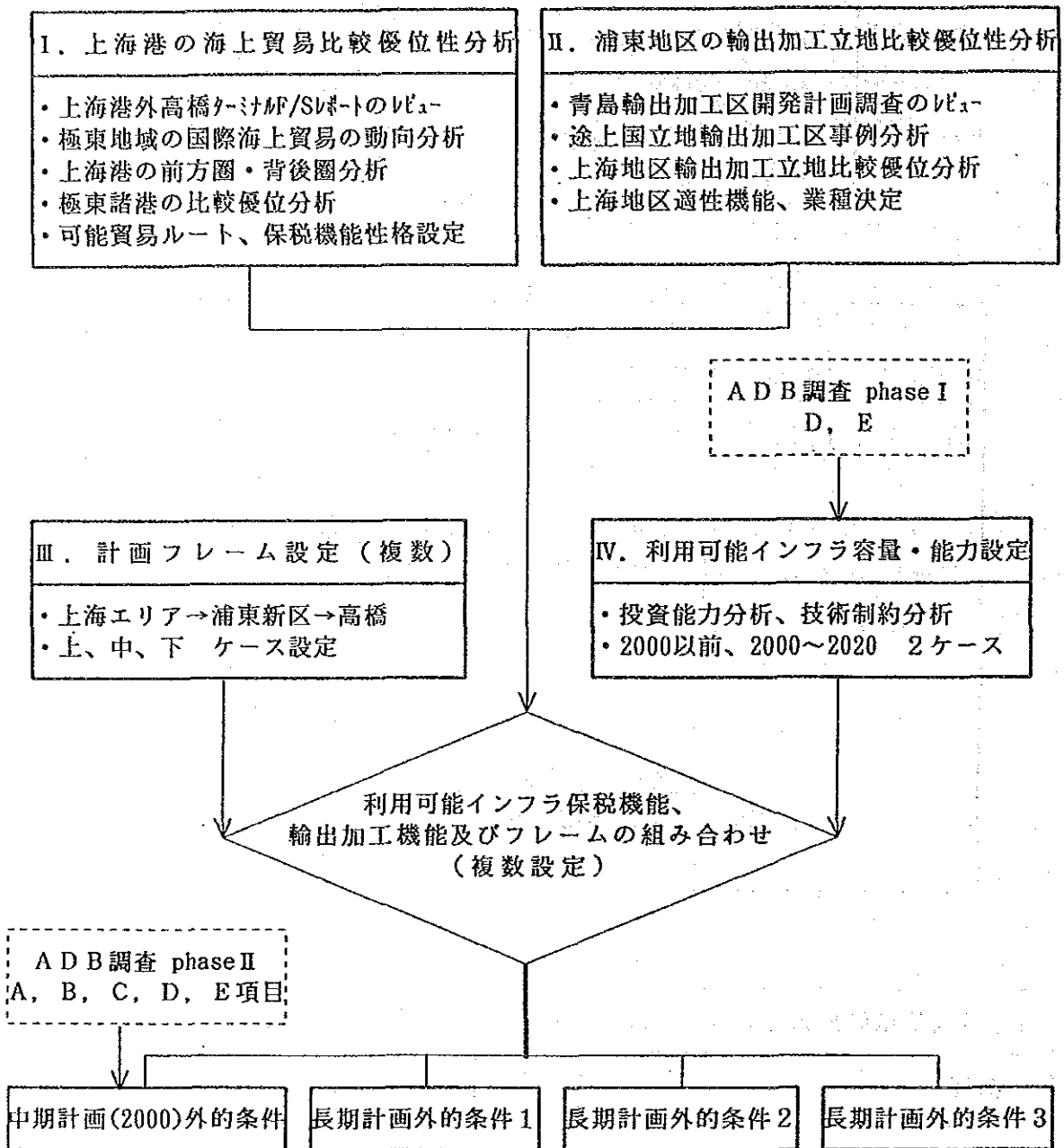


図 4 - 3 外的条件設定手順

#### 4-2-2 外高橋地区土地利用基本方向

土地利用計画とせず土地利用基本方向としているのは、先ほども記述したように最終的にフィジカルプランとならない場合があることを想定したものである。外的条件に基づいた3案程度の土地利用の基本方向を提案する必要がある。その際に必ず整備計画案と整合の取れた1案を取り上げることとし、その他の2案は開発規模の設定により左右されるが、港湾機能等の広域インフラの条件により開発できる最大あるいは最小のものをにらみながら検討を進めることが重要である。

なお、開発手法を、ある程度先取りした案とすることはもちろんのこと、高橋地区の土地利用のあり方についても、かなり言及する必要がある。

#### 4-2-3 中心地区、住居地区、緑地等地区整備の基本方向

基本方向としているのは、土地利用の場合と同様の理由である。中心地区、住居地区の地区整備の基本方向は土地利用の基本方向を受けて3案程度の提案を行うものとする。

中心地区については、外高橋-高橋総合区の計画人口32万人及び地区の従業員の対応を、高橋地区との機能分担を含めて検討し、その位置付けについて明確にする必要がある。特に、保税區、輸出加工区をリードまたはサポートする機能の導入が不可欠である。

住居地区については、上海市の都市整備上の課題の一つが劣悪な居住環境の改善であることを意識し、外国人居住者の高水準の住宅の確保だけでなく、中国人用の住宅についても、今後市が目標とすべき居住水準を具現化した住居地区として整備できるように配慮しなければならない。

外高橋地区の住居地区及び中心地区は立地条件が悪く、単独で成立することは困難であり、保税區や輸出加工区を前提として成立するものと考えられるため、両地区を切り離して検討できない。2000年における保税區や輸出加工区の需要量を何らかの形で押えて、それをサポートする住居地区及び中心地区のあり方を検討する手順となろう。逆に、国際レベルの保税區、輸出加工区を成立させるためには、地区の魅力を向上させるリード機能をもった中心地区の先行的整備が必要になると考えられるので、総合的な視点からの検討が必要である。

住居地区については、外国人の居住地としての計画の検討が市政府の希望である。その他に輸出加工区等の従業員の住居の確保についても検討しておく必要がある。開発によって潰れる農地の従業員を囲い込むことによって輸出加工区等の従業員とするのか、あるいは他の地区からの移住・通勤で対応するのか、開発により生活基盤を失う農業従事者の扱いに配慮しながら、輸出加工区等の従業員及びその居住地について慎重に検討する必要がある。その検討結果を住居地区及び中心地区の計画に、適切に反映する必要もある。

また、第一期の開発計画が外高橋地区保税區のパフレットに明示されている範囲とすれば、埠頭と輸出加工区がかなり離れており、域内の物流の処理が必要になると考えられ、道

路等の関連インフラの事業計画も含めて、妥当性があるのかどうかを早期にチェックをすることが望ましい。さらに、外高橋地区の第1期の開発は、高橋地区を当面の開発拠点として進めることになるので、相互の位置付け、関係を整理しておく必要がある。

緑地整備については、緑地の規模が大きく、しかも設定すべき利用圏も大きいことから、外高橋地区の開発規模や土地利用の基本計画を直接受けるのではなく、独立した施設として需要量を押えながら検討することとなろう。そのため、必ずしも設定した複数の外的条件に対応して、外高橋地区の土地利用の方向と連動した複数の整備の基本方向が提案される必要はないと考えられる。むしろ、浦東新区あるいは外高橋地区の魅力の向上のための政策的な整備、あるいは外高橋地区と中心市街地を結ぶ公共交通機関の休日・昼間需要量の確保といった視点から提案していくことが考えられる。その際に、地盤条件のチェックを必ず行う必要がある。

#### 4-2-4 交通、供給処理等都市施設整備の基本方向の検討

現在の浦東新区の幹線交通計画は放射環状パターンにより構成されている。しかし、交通量予測により策定されたものではなく、調査にあたって量的なチェックをする必要がある。人流、物流における機関分担は国家あるいは市政府レベルでの政策を基礎に検討することとなるが、可能な限り自動車依存の分担とならない施設計画となるように留意しなければならない。その際、黄浦江の横断が将来とも課題となると考えられるので、十分なチェックを要する。また、浦西の既成市街地における交通混雑は、現在でも大きな都市問題となっていることから、浦東新区の都市構造及び交通網により負荷の軽減を図るよう配慮するとともに、浦西地区での交通の受け皿についても検討することが重要である。

外高橋地区と浦西及び浦東の他地区と結ぶ都市高速鉄道は、外高橋地区の発展及び自動車依存とならない交通体系の確立のために不可欠である。しかし、鉄道計画は外高橋地区までの沿線の都市開発の計画及びその事業進捗次第で、需要密度が低く採算に乗らないことも考えられるので、ルート及び構造、空間を確保しておき、当面はバスで運行する等の段階的整備、さらに、沿線の都市開発の提案も併せて検討することが必要である。

また、外高橋地区に係る物流が船舶によるトランジットのみでは成立すると考えられないため、貨物線の整備について必要性を明確にした提案を行う必要がある。併せて現在の計画では、鉄道、道路、運河が隣接した形で外環状を形成しているが、道路の交差に難点となることが予想されるため、それぞれの断面について慎重に検討しなければならない。

上水道については、水質も含めた水源のチェックを行うこと。下水道については、現在でも市街地内の河川の水質悪化が問題となっており、慎重な検討が必要である。効率性を追求するのみで、環境汚染の対策を後送りにはすることは、結果的に総事業コストを増大することにつながることを強く訴えること。具体的には、工場排水は自家処理し、生活排水のみを下水

道において処理する体系の確立、及び外高橋地区に建設される下水処理場において二次処理を行うことが必要である。

通信施設は、国際通信の規格に乗り遅れることのないようなインフラとしなければならない。

なお、大気汚染も水質の悪化と同様に大きな環境問題となっており、工場施設が古いことや石炭をエネルギーとしたものが多いことから、かなり深刻な事態である。そのため、今回の調査においても、このような状況を踏まえて効率・採算性を追求するあまりに、新たな環境問題を引き起こさないような特別の配慮が必要である。その際、調査成果が市政府の都合のよいところのみ使われる場合があるので、計画の基本的スタンスとして、良好な環境の維持に留意する必要がある。

関連インフラの整備計画の策定の際には、既にかんりの施設が事業中であることから、その事業計画について市政府等からヒアリングすることとなるが、市政府の事業計画どおりの進捗の可否について、資金計画、施工計画等のチェックを行いながら確認する必要がある。特に、港湾施設、広域幹線道路及びエネルギー供給施設については、保税区、輸出加工区の成立には不可欠のインフラであることから、慎重に扱わなければならない。

その際に、これらの事業中の広域的、基幹的なインフラの整備が、国際レベルの地区整備を成立させるために十分な水準であるか否かの確認を行い、不十分であれば、その対応策について提案することが必要である。この提案に対して市政府の抵抗がある場合にも、記述を削除することなく、中期的な課題として記述するとともに、地区開発の将来方向における提案として記述すべきと考える。

また、地区内の幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備計画については、長期的な外高橋地区の整備水準を設定する中で検討を進める必要がある。その際、広域的なインフラの整備水準と齟齬を生じ、過大な先行投資とならないよう留意すべきである。

さらに、開発の具体的な事業手法として、①都市基盤整備等を含めた街区整備及び建物整備をすべて市政府が実施、②街区整備は市政府、建物は開発者（事業コンベ）、③街区整備及び建物とも開発者（事業コンベ）といった組み合わせがあり、種々の提案をする必要がある。その際、農地、農家の収用を事業に組み入れた土地区画整理的な手法の提案を盛り込むなど、事業費の低減策を検討することが重要である。

#### 4-2-5 外高橋新港計画（外高橋新港湾地区計画案のレビュー及び開発構想の位置付け）

整備計画の検討にあたっては2000年までは順岸式4バースの建設しか行わないとしている。この岸壁については1994年までに完成することとされているが、現在世銀ではプレアプレーザルの段階となっている。しかも、このうち2バースについては木材、石炭（多分、南浦大橋建設に伴いスクラップ対象となった施設の代替と思われる）であり、2バースがコンテナ



用とされている。したがって2000年までには汐待状態で約120万トン対象、水深-10mの岸壁が利用可能であり、これが背後に立地する輸出加工区、保税区用の主要施設と想定し得る。本格調査にあっては、この2バースの利用可能性、寄港可能性が輸出加工区、保税区の規模と性格（マーケット先）を規定するため、慎重な検討が必要とされよう。関連インフラの中には当然4バースの陸上部施設も含まれる。

外高橋新港計画については、上海港務局から世銀へ提出されたマスタープラン報告書“MASTER LAYOUT PLAN PORT OF SHANGHAI”と、これに附属している世銀と上海港のEXPERT PANELによる評価報告書がある（公式には入手不可能）が、パネル報告書には、前提となる貨物量推計、船舶推計と背後の経済開発計画との関係について、検討不足が指摘されている。したがって、他の2候補地点羅徑、金山嘴との機能分担についても極めて不明確である。したがって本格調査にあたっては、かかる観点から将来貨物量の概略推計をやり直し、3港の位置付けを明確にすることが必要である。

次に外高橋新港候補地は約60kmにわたる長江河口からのアプローチ航路の水深が最大のボトルネックであるため、これへの対処の仕方の代替案が新港計画の主要代替案となる。上海側では1995年以降に長江の改修が計画され、増深（-10m）計画があるとしているが、技術的、経済的にみて、実現性は少ないものと思われる。

輸出加工区を主要発生吸収源とする外貿貨物量が恒常的に相当程度期待でき、60kmの航路の入出を汐待ちし、かつ-10m（利用可能最大吃水-9.5m）に吃水制限されたハンディから生ずる船社側の費用リスクがカバーし得るほどの量であれば、外高橋新港への直接寄港は期待し得る。しかし、この場合には、国際間トランジット貿易機能は、多国間トランジットを行うメイン航路船としては積載量が小さく採算ベースに乗りにくいいため、保税區機能を削除するか、またはCY機能だけを当該地区に設定しインランドデポ的機能にしたうえで、長江河口部緑華山、または金山嘴に本船寄港機能を付与し、フィーダー輸送港を外高橋に設定するという代替案が考えられる。他の代替案は外高橋地区に大水深新港を建設する経済的メリットがその投下費用に比べ多大である場合は、長江を挟み対岸に位置する長興島と外高橋を結ぶこう門を建設し、こう門下流の水深を維持する方法が考えられる。この場合は、更に河口部における航路埋没を防ぐため、潜堤による航路防護あるいは導流堤による防砂を組み合わせる必要があると思われる。

さらに、投資効果を増大させるため、長興島の利用開発計画も結合し、複合目的（橋梁としての利用等）を付加する方法も検討に値する。

いずれの場合にあっても、浦東新区の開発がない場合にあつて上海港に負荷される貨物量を捌くため、現上海港の容量不足をカバーする施設の計画は外高橋地区で必要になると考えられる。

#### 4-2-6 外高橋地区輸出加工区、保税区分画

##### (1) 概要

浦東新区に計画されている輸出加工区は3カ所あるが、このうち保税機能を付与されているのは外高橋地区のみである。中国側は輸出加工区、自由貿易区、保税地区をそれぞれ狭義（本来の用語どおり）に定義をし、使用しているようである。即ち輸出加工区は製造業を主な対象として輸出産業の立地に様々な特恵を付与する EPZ (EXPORT PROCESSING ZONE) を想定しているようである。しかしながら、世界に現存する輸出加工区と称する地区は、その立地条件を向上させるため自由貿易、保税機能を付与するのが一般的であり、今回の調査にあっても、選択する業種や対象マーケット、原材料、中間材の購入先等により、どこまでの機能を付与すれば効果的であるかを十分検討するとともに、場合によっては中国側に用語の定義も含め明確に提示し、場合によっては既公布の法令を変更することも提案する必要がある。

また、輸出加工区は、ここに搬出入される原材料・中間材と製品の輸出入先とが低廉な輸送費で結ばれる必要がある。即ち相手国との定期航路が相当の頻度で利用し得ることが必要であり、このことは各航路に投入される船舶の船型、即ち利用可能な港湾の施設規模、利用形態と一体不可分の検討が必要である。したがって港湾の開発代替案と輸出加工区の性格規模とは一体的に検討を加える必要がある。

輸出加工区の配置についても、加工区と港湾施設間の輸送（横持）保管、コンテナの空バン回収、バン詰め箇所（工場詰め、港頭詰め）等の方法を考慮して効率的な配置を考える必要がある。

##### (2) 輸出加工区の設定と管理運営

輸出加工区は、原材料、中間材等を主として海外から輸入し、これを加工した工業製品を主として海外に輸出する生産基地である。したがって、その制度的枠組みは対外貿易管理制度と密接に関連するし、特に浦東新区の場合には外国の企業と技術を導入する目的を併せ持っているため、外国企業投資奨励制度及び外国企業管理制度とも密接に関連する。したがって計画対象とする輸出加工区の設定、枠組みの設定にあたっては、中国の輸出入管理制度、外国企業管理制度等を検討し、外高橋地区での企業の立地、操業に係る障害等の除去の可能性を考慮する必要がある。また中国の場合、原材料中間材等物資供給は国家管理、省管理、地方（市）管理の機構のもとに厳しく管理されているため、立地可能業種の想定にあたっては、これら物資供給の可能性についても検討を加える必要がある。

しかしながら今回の場合は、1988年に JICA によって青島輸出加工区計画調査が既になされており、上海の場合にも調査結果がそのまま利用し得ると思われるため、主として港湾及び海運の利用可能性からみた前方圏と、その市場を対象とする適性業種と規模の検討

が主体となろう。

(3) 計画検討手順

保税区、輸出加工区の性格が決定された以降の計画手順は、4-1-1に述べたとおりである。中国側は本格調査にあっては、日本で得られる海外の輸出加工区、保税区の事例の紹介と比較分析を希望しており、これらの資料をもとに性格、規模、関連インフラ、立地業種、運営制度の比較を行い、典型的な事例については詳細な資料を添付することが必要となろう。これらについては、運輸省、国際臨海開発研究センターの保有する資料が利用可能である。

## 附 属 資 料

### 1. コンタクトミッション資料

1-1 要 請 書

1-2 協 議 議 事 録

1-3 関 係 組 織 図

### 2. S/Wミッション資料

2-1 実 施 細 則

2-2 協 議 議 事 録

2-3 対 処 方 針

2-4 質 問 書

### 3. 収集資料リスト



## 附属資料 1. コンタクトミッション資料

### 1-1 要請書

## 開発調査申請表

国名：中華人民共和国

プロジェクト名称：上海市浦東新区外高橋地区開発調査

申請機関名称：上海市科学技術委員会

実施機関名称：上海市開発浦東新区指導小組弁公室

### 1. 申請プロジェクトの内容

#### (1) 目的：

上海市浦東新区全体計画の評価、外高橋地区の土地利用計画及びその実施の評価を通じて外高橋地区の開発地位と性格を確定する。(F/S 調査)

#### (2) 内容：

##### ① 基礎調査

外高橋地区の地理位置、自然環境、河岸線状況、インフラ、経済指標、人口、投資環境等を含む、外高橋地区に関する既存の資料、データを収集し、M/P 計画作成の基礎とする。

##### ② 分析調査

基礎資料に基づき分析検討を行い、中日双方で浦東外高橋地区の開発調査報告書を作成する。右報告書には外高橋地区の開発計画案と実施計画、計画の投資・効果評価（費用対効果分析）を含む。

##### ③ 技術提供：

開発調査の実施の中で、日本側は中国側に、日本及びその他の国の新区開発に関する資料の提供、中国側管理者及び専門家20名の訓練を含む技術提供を行う。開発調査に必要な機器、設備、情報収集、伝達のための器具、交通手段等を提供する。

#### (3) 優先度及び緊急度

上海市は我が国最大の経済、貿易、科学技術、金融の中心であり、最も重要な工業基地の一つで、最大の港でもある。上海市は中国の四つの近代化の過程で重要な役割を果たしている。しかしながら、上海市は絶えず膨張し、インフラの立ち遅れがひどく、都市人口密度も上昇しており、上海市の産業構造は調整を必要とし、また、上海市の旧市街地は改造の大きな課題に直面している。浦東地区の開発は旧市街地を改造し、上海市を振興する重大な戦略決定である。外高橋地区は浦東地区の重点地区であり、最初に始めるべき地区

である。浦東地区の開発にあたっては、まず緊急に外高橋地区の計画策定から始めなければならない。

(4) 調査実施の希望時期と期間

1990年度の国家科学技術委員会の計画に組み込み、1990年4月から1991年3月までの期間に完成させることを希望する。具体の日程については日本側より関係者を上海に派遣してもらい協議の上、決定する。

(5) 調査終了後のプロジェクトの費用見積もり、資金準備、経営体制

開発調査の経費はJICAが提供する。計画案及び計画実施は上海市開発浦東新区指導小組弁公室が組織する。実施のための費用は一部は国家の投資により、一部は民間企業及び外資との共同開発による。

(6) 第三国（または国際機関）が類似のプロジェクトに援助している場合の実際の効果（実施中、計画中のものを含む）

無し

(7) 日本の他の技術協力との関係

無し

(8) 現有する地形図、気象資料及びその他の資料の種類と内容

上海市都市全体計画、上海市浦東地区全体計画構想、浦東地区及び外高橋地区の現況の基礎資料、上海市の外資導入に関する法規、上海市土地所有権有償譲渡弁公室等の書類

2. 背景（本プロジェクトが国家開発計画に組み入れられているか）

(1) 1985年5月2日、国務院は「上海経済発展戦略匯報提綱」を批准し、その中で「浦東を開発する条件を創造し、新市街地の建設を準備しなければならない」としている。

(2) 1986年10月、国務院は「上海市都市全体計画案」を批准し、その中で「当面、浦東地区の計画的な建設と改造に特に意を用いなければならない」「浦東を現代的な新市街地にす」「浦東地区は既に上海市都市全体計画案の中に組み入れられた」と指摘している。

(3) 1988年11月30日、上海市政府は顧伝訓副市長を組長、倪天増副市長を副組長、王道函を顧問とする浦東新区指導小組弁公室の設置を決定し、浦東新区開発の各準備業務を統一的に担当することになった。指導小組弁公室は上海市外国投資工作委員会に設置されて、葉龍蚩が弁公室主任である。

(4) 当プロジェクトには第三国からの援助はない。

1989年4月

中華人民共和国

上海市浦東新区外高橋地区

開發計画調査

事前調査（予備）

協議議事録

日本国 国際協力事業団

中華人民共和国

上海市人民政府 科学技術委員会



## 協議議事録

中華人民共和国上海市科学技術委員会の招請に応じて、上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査に係る日本国国際協力事業団派遣の事前調査団（予備）は、1990年11月17日から11月25日まで中華人民共和国を訪問し、同計画調査要請の目的と背景、要請の具体的な内容について中華人民共和国上海市人民政府代表、国家科学技術委員会国際科技合作司と友好的かつ真摯な一連の協議を行なった。

本議事録は、これらの一連の協議の結果を取り纏めたものである。

### 1. 要請内容の骨子

上海市人民政府においては、

浦東新区開発の主たる目的は、

- (1)上海市の対外経済発展の基盤とすること、
- (2)上海市の旧市街地の過密対策として浦東新区への分散を図ること、及び、
- (3)長江デルタ地域及び流域全体の経済発展を図り、90年代における中国の重点的経済開発区とすること、

であるとしている。

このため、長江河口に位置する外高橋地区を、自由貿易区を有する経済開発区、集客性を有する観光地区、それらを支える中心地区、居住地区等として整備することとしている。

そこで、上海市人民政府としては、本件調査において、外高橋地区における保税地区、輸出加工区を含む臨港地区及び、中心地区、居住地区、緑地（観光地区）等の整合性のとれた土地利用計画、地区整備計画等の作成について日本側の協力を要請したものである。

W.M.  
金

## 2. 浦東新区開発に対する認識

中華人民共和国国家科学技術委員会及び上海市関係部局は、日本側調査団に浦東新区開発に関し誠意と熱意ある説明を行った。

この結果、双方は、本開発計画が、上海市の直面する都市問題の解決と将来の経済発展に向けて極めて重要な役割を果たすものであるとともに、中華人民共和国において対外開放を拡大し国際経済協力を促進する国家プロジェクトとして位置付けられているとの認識を共有した。

また、現在作成されている計画は、浦西地区との関連を踏まえ、開発地域と開発抑制区域の区分、5つの総合分区の機能分担を明確化するなど、一部具体化に当たり検討を深める必要がある部分はあるものの、広範囲にわたる計画としては、全体として調和のとれたものであると理解された。

さらに、計画を具体化する推進体制について、全体の調整を行なう上海市浦東開発弁公室、重点地区の整備を行なう公司を本年設置するなど、積極的な体制の整備が図られつつあることが認識された。

## 3. 浦東新区外高橋地区開発に対する技術的所見

日本側調査団は、本開発計画の基本的考え方は優れたものであるが、具体的な開発調査の方針をたてるためには、少なくとも以下の技術的課題の解決の方策につき、更に検討を深めることが望ましいとの所感を有した。

- (1)浦東新区全体の計画フレームと土地利用計画、都市施設計画等の整合性から見た外高橋地区開発計画の整合性に関する検討
- (2)浦東新区全体の段階的開発計画から見た外高橋地区開発計画実施の検討
- (3)外高橋地区における大水深・大規模港湾建設の技術的課題に関する検討
- (4)保税区域、輸出加工区の性格・内容・規模と港湾を含む関連インフラの規模・配置及び土地利用との関係についての検討

中国側は、日本側の上述の技術的所見を理解した。また、中国側は、外高橋地区における港湾施設の課題の検討については、中国側の関係部局で対応すると述べた。

これに対し、日本側は、港湾施設の課題の検討が何処で行われようと、その検討結果と保税区域、輸出加工区の検討とは不可分であることを指摘した。

#### 4. 爾後の手順

双方は、本格調査の具体的内容の協議を行うためには、

- (1)浦東新区開発の方向が上海市全域の将来にとって極めて重要な意味をもつこと、
- (2)開発規模が大きいこと、
- (3)多種・多様の機能立地が求められていること、
- (4)行政・制度に係る高度な調整が求められていること、
- (5)更に検討を要する技術的課題が残されてること、
- (6)計画立案作業が初期の段階にあること、

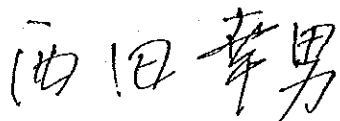
等を考慮し、今後の調査の進め方に関し引き続き検討を深めるとともに、計画作成に関する情報と知見の更なる交換を行い、調査の基本的枠組みについて共通の理解を得た上で、具体的な調査実施のための取極を行うことが適当である旨了解した。

中国側は、日本側調査団に対し、外高橋地区の開発計画の具体化を進めるための本格調査をできるだけ早く実施することを希望し、日本側は、中国側の希望に理解を示しつつ、この希望を日本国政府に伝達する旨確約した。

この協議議事録は、下記の二者の署名により確認されるものとする。

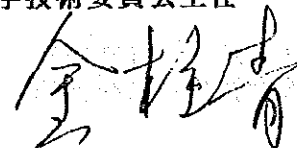
1990年11月23日

日本国 国際協力事業団  
事前調査（予備）団長



西田 幸男

中華人民共和国 上海市人民政府  
科学技術委員会主任



金 柱 青

## 日本側協議参加者名簿

### 事前調査団（予備）

団 長	西田 幸男	国際協力事業団 社会開発調査部 部長
団 員	道上 尚史	外務省 経済協力局 開発協力課 課長補佐
団 員	黒田 秀彦	運輸省 港湾局 国際業務室 室長
団 員	斉藤 親	京都府 土木建築部 都市計画課 課長
団 員	山本 浩	国際協力事業団 社会開発調査部 社会開発調査第一課
団 員	中幡 玲尼	(財)国際協力サービスセンター

Y. U. 金

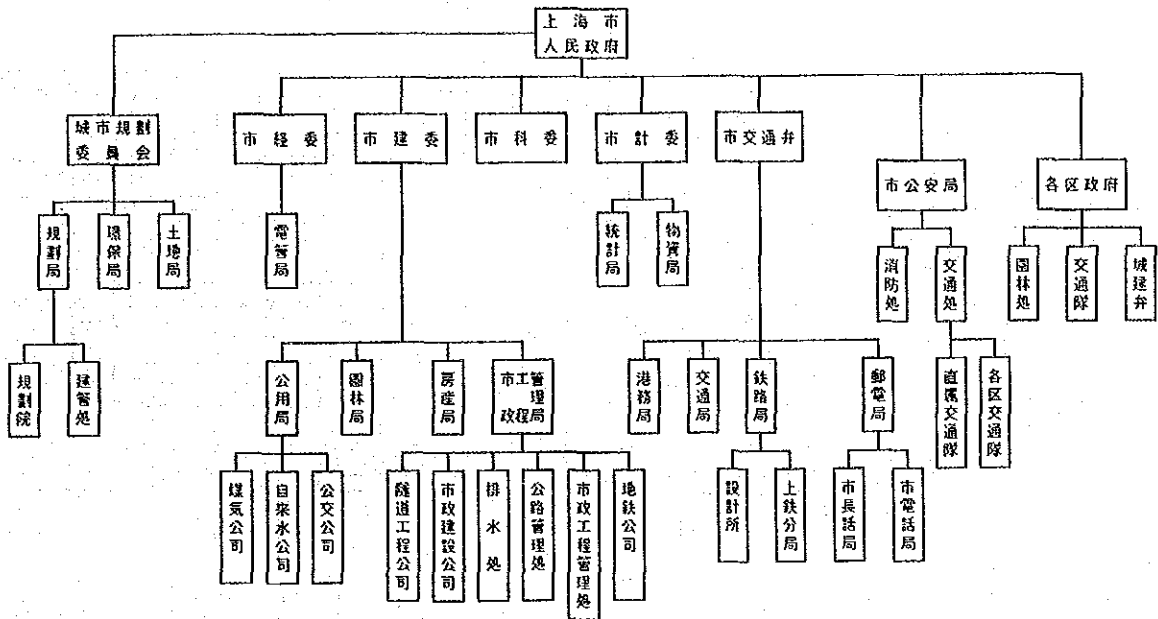
## 上海市浦东地区开发计划预备调查会谈名单(中方)

姓 名	职 务	单 位
金柱青	主任	上海市科学技术委员会
李佳能	副主任	上海市浦东开发办公室
张绍梁	副主任	上海市建设委员会
张其标	主任助理	上海市科学技术委员会
任慈杰	副处长	上海市交通办公室
张红宝	主任科员	上海市计划委员会
李婷婷	副处长	上海市科学技术委员会
王 聪	副总工程师	上海市城市规划设计院
王肇楨	高级工程师	上海市浦东开发办公室
何扬武	副处长	海上安全监督局
钟烈人	高级工程师	上海市港务局
欧阳令全	副处长	上海市浦东开发办公室
李树铭	副总经理	上海市外高桥保税区开发公司
殷志方	工程师	上海市科学技术委员会
王 莉	翻译	上海市城市规划设计院

Y. H. 金

1-3 関係組織図

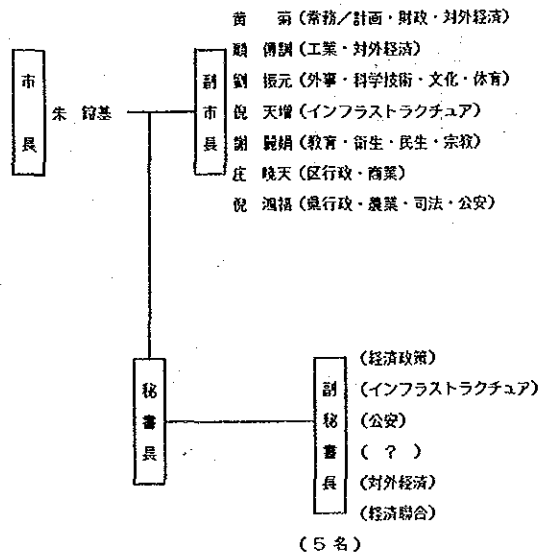
参考) 上海市の行政組織  
(1) 上海市人民政府機構



上海市人民政府機構圖

1988. 3現在

(2) 上海市上層部

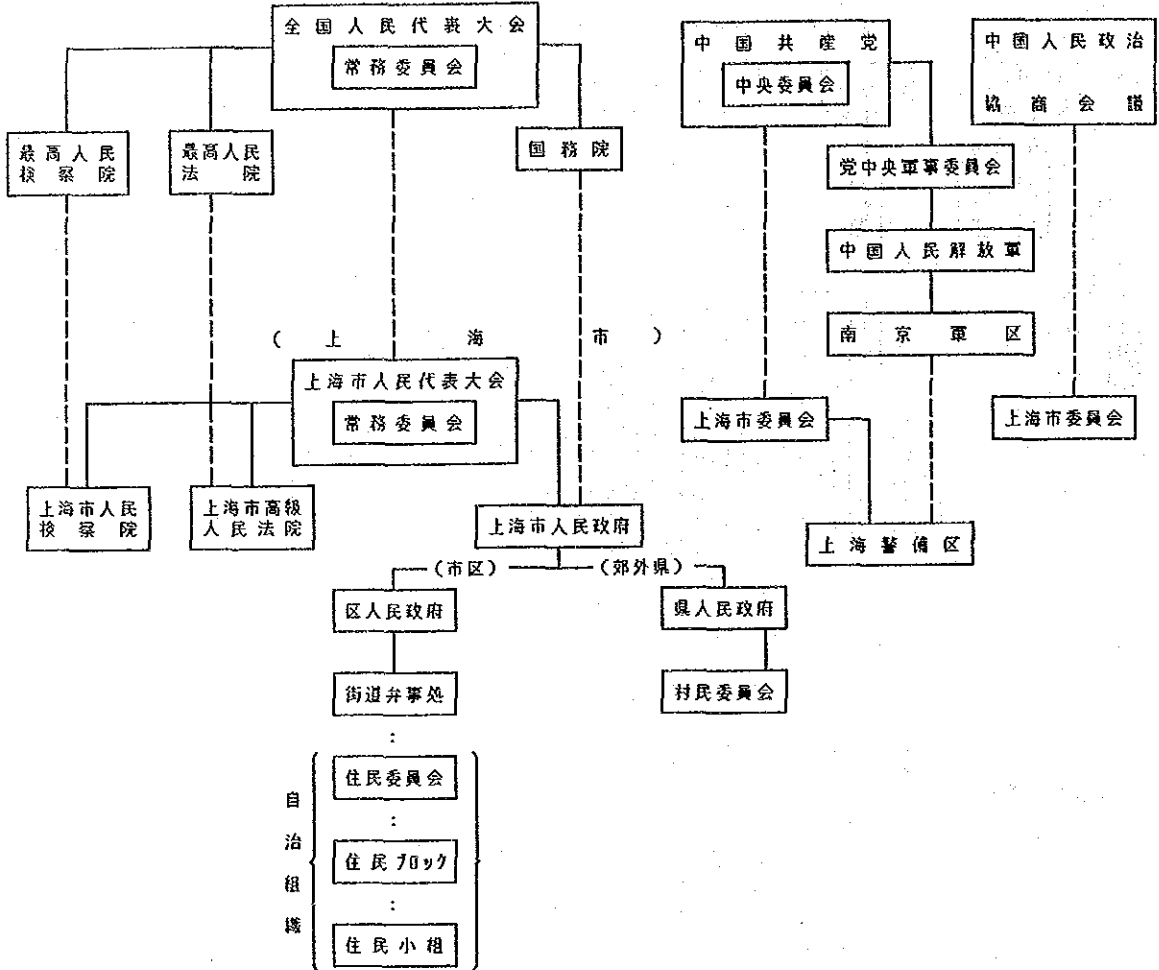


(5名)

1990現在

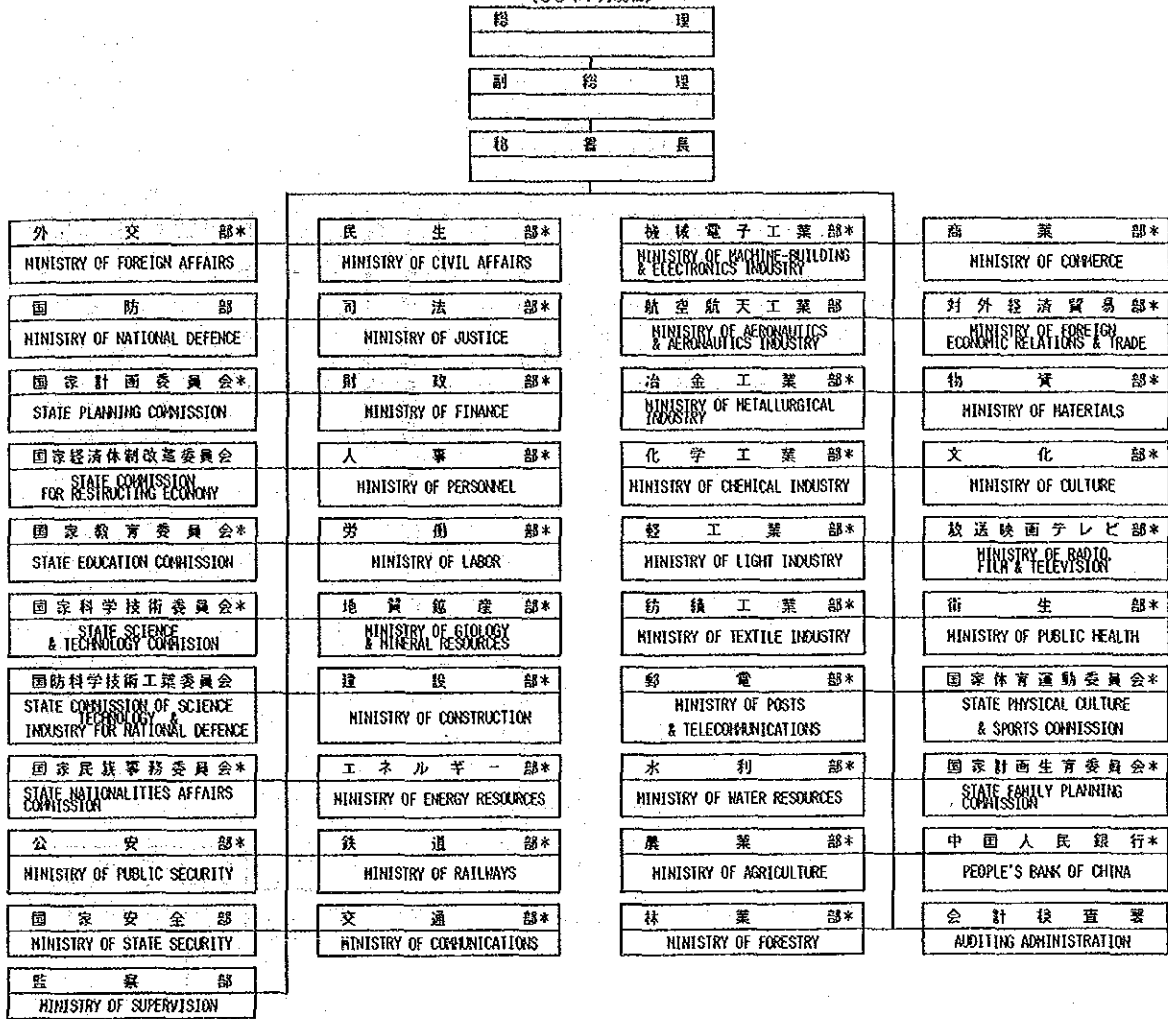
(3) 国家機関との関係

上海市は省クラスの中央直轄市

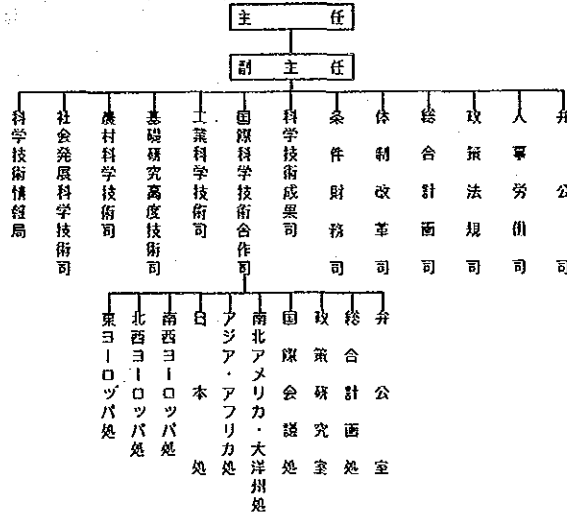


(4) 中國 国家行政組織圖と關係省庁組織圖

中國  
国家行政組織圖  
(63年7月現在)

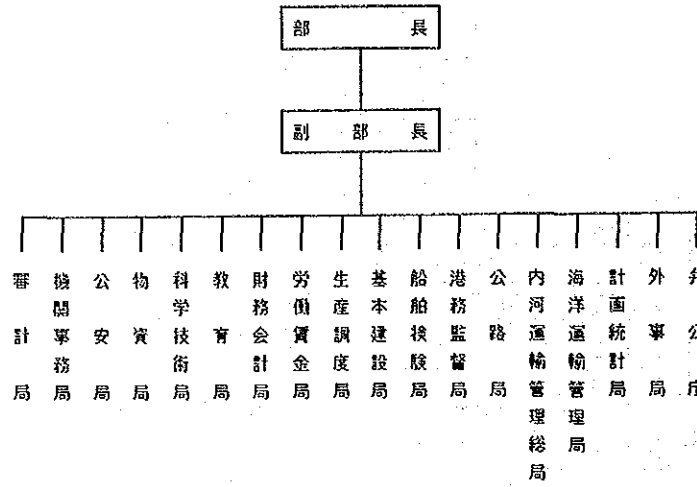


国家科学技術委員会組織圖

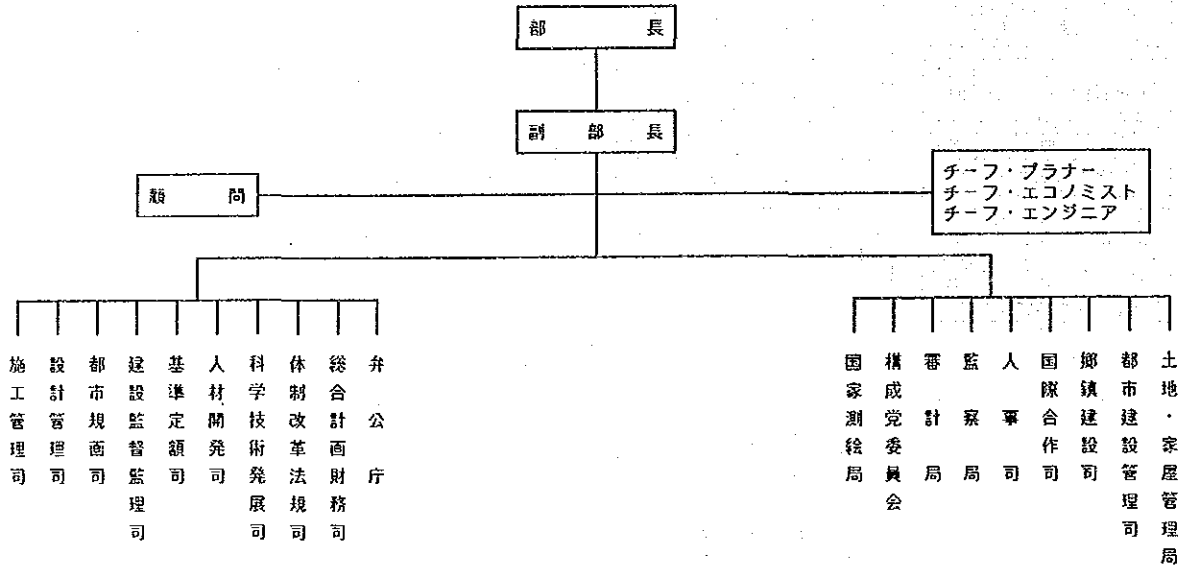




交通部組織図



建設部組織図



附属資料2. S/Wミッション資料

2-1 実施細則

中華人民共和国

上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査

実施細則

日本国 国際協力事業団

中華人民共和国 上海市科学技術委員会

金  
MM

この実施細則は、下記の二機関により合意されるものである。

日本国 国際協力事業団

中華人民共和国 上海市科学技術委員会

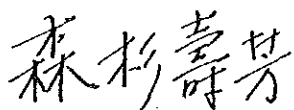
この実施細則は、下記の二者の署名により確認されるものとする。

1991年 6月 8日

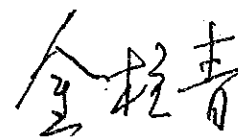
上海

日 本 国  
国際協力事業団  
事前調査団団長

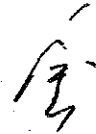
中華人民共和国  
上 海 市  
科学技術委員会主任



森 杉 壽 芳



金 柱 青



日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査の実施を決定し、1991年6月6日、上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規制に従い本調査を実施する。

上海市科学技術委員会は、中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国関係機関の調整を行なうとともに、国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施を図る。

1991年6月8日、日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書<sup>5</sup>、及び中華人民共和国の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国上海市科学技術委員会は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるにあたって両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

## 1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は、上海市浦東新区全体の開発構想のコンセプトを理解した上で、外高橋地区における、輸出加工区及び保税区を含む臨港地区及び中心地区、居住地区等の整合性のとれた土地利用計画、地区整備計画に係る開発シナリオ（目標年次2020年）、開発整備計画（目標年次2000年）の立案、評価を行う。

(2) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ、技術移転を行う。

1/M 会

## 2. 調査の内容

調査は、下記の調査事項から構成される。

### (1) 上海市、浦東新区、外高橋地区の現状把握

#### 1) 計画関連資料・収集評価

- ①人口、産業、経済等の現状と動向
- ②計画基本図
- ③土地利用、水域利用、都市開発及び都市施設等社会資本の現状と動向
- ④既存都市計画、港湾計画等の現状と問題点

#### 2) 現地踏査

### (2) 外高橋地区開発シナリオ及び整備計画検討の外的条件（複数）の設定

- 1) 既存の浦東新区開発計画・構想のレビュー
- 2) 計画フレームの設定〈人口、産業構造、地域所得〉
- 3) 外高橋新港湾地区計画案のレビュー
- 4) 外高橋地区利用条件の評価（開発適性、開発可能容量の評価）
- 5) 外高橋地区開発構想の位置付けと開発構想の代替案の検討
- 6) 外高橋地区開発シナリオ及び整備計画検討のための外的条件の整理

### (3) 外高橋地区開発整備計画案の作成

2000年を対象として外的条件に対応した以下の項目にかかる開発整備計画を立案し、評価をする。

- 1) 保税區
- 2) 輸出加工区
- 3) 住居地区及び中心地区
- 4) 外高橋地区関連インフラ

金  
2000

(4) 外高橋地区開発の将来方向の検討（目標年次2020年）

各外的条件に対応した外高橋地区開発の将来の整備方向の検討をそれぞれ行う。

- 1) 外高橋地区開発基本方針の設定
- 2) 外高橋地区開発規模の設定<人口、産業等>
- 3) 外高橋地区土地利用基本方向の検討
- 4) 臨港地区及び中心地区、居住地区、緑地等地区整備の基本方向の検討
- 5) 交通、供給処理等都市施設整備の基本方向の検討
- 6) 外高橋地区開発シナリオ案の作成

3. 調査期間及び工程

調査期間及び工程は、別表-1のとおり概ね15ヶ月間とする。

4. 報告書

国際協力事業団は、下記の報告書（日本語）を作成し上海市科学技術委員会に提出する。

(1) 着手報告書（30部）

調査実施計画及び実施工程を内容とするもので、現地調査の開始時点に提出する。

(2) 進捗状況報告書（30部）

調査結果を内容とするもので、調査開始後4ヶ月以内に提出する。

(3) 中間報告書（30部）

中間的な調査結果を内容とするもので、調査開始後8ヶ月以内に提出する。

(4) 最終報告書（案）（30部）

調査開始後13ヶ月以内に提出する。上海市科学技術委員会は、本報告書（案）受理後1ヶ月以内に、本報告書（案）に関する意見を国際協力事業団に提出する。

(5) 最終報告書（50部）

最終報告書（案）に対する意見を受けた後、3ヶ月以内に提出する。

## 5. 中国側がとるべき措置

調査を円滑に実施するために、中国側は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置を取る。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれにかかる全ての経費負担
- (2) 現地調査を実施するにあたって、別表-2「現地調査に関する業務分担」の中国側が分担する業務の実施及びそれにかかる経費負担
- (3) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供並びに宿舎の斡旋（但し、調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は、宿舎の無償提供）
- (4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船舶等の手配（但し、通常の方法で借上げが困難な車両及び船舶等については、運転手等を含め無償提供）
- (6) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれにかかる経費負担
- (7) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (8) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (9) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (10) 現地調査期間中、調査団員に病気又は怪我が発生した場合の病院の手配
- (11) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (12) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (13) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (14) その他軽微な資機材等一部経費の負担

合  
計  
200M

6. 日本側がとるべき措置

日本側は、調査にあたって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費、宿舍費及び医療費等の経費負担（上記5. (3) 及び(5) の中国側が負担する場合を除く。）
- (2) 現地調査を実施するにあたって、別表-2「現地調査に関する業務分担」の日本側が分担する業務の実施及びそれにかかる経費の負担
- (3) 日本から持込む資機材の日本から中国の港または空港までの往復輸送費の負担
- (4) 上記4. の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。

金  
MAN



別表-1

調査期間及び工程（暫定案）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
現地調査		▨		▨				▨	▨				▨									
国内作業	□																					
報告書		△ IC/R		△ P/R				△ IT/R				△ DF/R			△ F/R							

凡例：IC/R—着手報告書  
 P/R—進捗状況報告書  
 IT/R—中間報告書  
 DF/R—最終報告書（案）  
 F/R—最終報告書

金  
2004

現地調査に関する業務分担

作業項目	日本側	中国側
1. 本実施細則 2 (1) に規定する既存資料の収集及び分析	①必要な資料の特定 ②資料の整理及び分析	①資料の収集及び提供 ②資料の整理及び分析作業に対する協力 ③資料（地形図を含む）の日本国内への持ち出しの許可又はその所要の手続き
2. 本実施細則 2 (1) に規定する現地踏査	①現地踏査の実施	①現地踏査の実施協力
3. 本実施細則 2 (3) に規定する開発整備計画の作成	①開発整備計画の作成	①開発整備計画の作成に必要な、概算事業費の算出のための基礎単価の提示 ②用地及び補償費の算定
4. その他	①その他の「実施細則」に決められている調査事項の実施	①その他の「実施細則」に決められている調査への協力

金  
MM

## 日本側協議参加者名簿

### 事前調査団

- |     |       |                          |
|-----|-------|--------------------------|
| 団 長 | 森杉 壽芳 | 岐阜大学工学部教授                |
| 団 員 | 石井 和男 | 国際協力事業団社会開発調査部社会開発調査第一課長 |
| 団 員 | 黒田 秀彦 | 運輸省港湾局建設課国際業務室長          |
| 団 員 | 広瀬 隆正 | 建設省近畿地方建設局企画部都市調査課長      |
| 団 員 | 中幡 玲尼 | 国際協力サービスセンター             |
- 国際協力事業団中華人民共和国事務所副所長                      松谷 広志

金  
2011

上海市浦东新区外高桥地区开发计划调查项目  
事前调查会谈中方名单

姓 名	职 务	单 位
金柱青	主任	上海市科学技术委员会
张绍梁	副主任	上海市建设委员会
	局长	上海市城市规划管理局
李佳能	副主任	上海市浦东开发办公室
刘浚涛	处长	上海市科学技术委员会国际合作处
任慈杰	副处长	上海市交通办公室规划处
王 聪	副总工程师	上海市城市规划设计院
王肇楨	高级工程师	上海市浦东开发办公室
王建刚	研究员	上海市浦东开发办公室
阎加林	副主任	上海市计划委员会经济研究所 对策研究室
李树铭	副总经理	上海市外高桥保税区开发公司
钟烈人	高级工程师	上海市港务局
殷志方	工程师	上海市科学技术委员会
王 莉	翻译	上海市城市规划设计院

金  
JAM

中華人民共和国

上海市浦東新区外高橋地区

開発計画調査

協議議事録

日本国 国際協力事業団

中華人民共和国

上海市人民政府 科学技術委員会

AM 金

## 協 議 事 録

中華人民共和国上海市科学技術委員会の招請に応じて、上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査に係る日本国国際協力事業団派遣の事前調査団（実施細則協議）（以下、日本側と略称）は、1991年6月2日から6月11日まで中華人民共和国を訪問し、同計画調査の実施可能性について中華人民共和国上海市人民政府代表（以下、中国側と略称）と友好的かつ真摯な一連の協議を行い、上海市、浦東新区、外高橋地区を視察した。

日本側、中国側双方は、上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査に係る実施細則について合意に達した。

本議事録は、これらの一連の協議の結果を取りまとめたものである。

### 1. 要請内容の骨子について

中国側は、港灣等の将来計画が未定であるため、2000年以降の「基本計画策定」を断念し、「開発シナリオの検討」としたい旨を表明し、日本側は、これに同意した。

中国側は、本調査の期間中、できる限り海外の保税區、輸出加工區の關係資料を収集し、比較と分析を行うことを希望した。

日本側は、日本国内で入手できる關係資料の提供をできる限り行うことを表明した。

### 2. 調査の実施体制

中国側は、本調査の中国側の実施機關(Counterpart)は中華人民共和国上海市都市計画管理局とすることを表明した。また、日本側は、中国側において、関連機關が参画した調整等を目的とする委員会(Steering Committee)を設置することを求めた。これに対し、中国側は、本調査の調整等については、上海市科学技術委員會が全ての責任を負うので、その必要性を認めないことを表明した。

### 3. 調査対象地区

上海市浦東新区外高橋地区（詳細は別添1に示すとおり）

### 4. 調査の内容

金  
MAM

日本側は、実施細則 2. 調査の内容について、以下の補足的な説明を行い、中国側は、これについて了承した。

(1) 調査の内容 (2) の「外的条件 (複数) の設定」とは、外高橋地区開発構想の検討を進めるための前提となる条件の整理を行うことを意味すること。

(2) 調査の内容 (3) における開発整備計画の評価は、主要開発プロジェクトの事業費の概略算定、費用便益分析を行い、プロジェクトの概略評価を行うものである。

(3) 調査の内容 (4) の「開発の将来方向の検討」とは、各外的条件に対応した開発シナリオ案を作成することを意味すること。

#### 5. その他

##### (1) A D B 調査との関係について

日本側は、本調査が A D B の実施する予定の浦東新区開発に係る技術協力 (調査) と密接な関連を有していることに鑑み、A D B 調査の実施細則が確定された後に本調査の準備に着手することを表明した。

日中双方は一致して、もし、A D B 調査の実施細則が今年末までに確認できない場合には、この限りではないことを同意した。

また、日本側は、調査を実施するに当たって、A D B 調査の内容等、必要な情報を日本側が得られるよう、最大限の便宜を図るよう要請した。

中国側は、これについて了承した。

##### (2) 上海港外高橋ターミナル建設計画に関する資料との関係

日本側は、上海港外高橋ターミナル建設計画に関する資料 (順岸式 4 バース分) が本調査に密接な関係を有していることから、同資料の本格調査団への供与を要請した。

中国側は、これについて了承した。

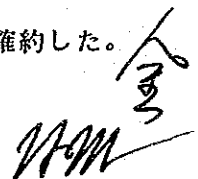
##### (3) 本調査実施に必要とする資料等について

日本側は、本調査実施の前提となる別添 2 の資料の提出を中国側に求めた。

中国側は、別添 2 の資料を同資料に記載した所定の期限までに J I C A 中国事務所に対し提出することを確約した。

##### (4) 現地調査の許可等について

日本側は現地調査の実施に際し、所要の土地・施設への立入り、意見聴取等について必要な措置を取ることを中国側に要請し、中国側はこれを行うことを確約した。



(5) カウンターパートの日本への研修受入れについて

中国側は、本調査実施期間中に中国側のカウンターパートの日本での研修を要望した。

日本側は、技術移転の観点からその必要性を理解し、日本の関係機関に対し、中国側の要望を伝達することを確約した。

(6) セミナーの実施について

中国側は、本調査の調査結果を最大限に活用するため、中国側関係者を対象としたセミナー開催を希望し、これに係る協力を日本側に要望した。日本側は、セミナー開催の意義につき理解するとともに中国側の要望を日本の関係機関に伝達することを確約した。

金  
MM



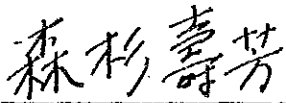
この協議議事録は日本語及び中国語で作成し、いずれも同等の効力を有するものとして、下記の二者の署名により確認されるものとする。

1991年6月8日

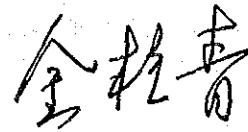
上海

日 本 国  
国際協力事業団  
事前調査団団長

中華人民共和國  
上 海 市  
科学技術委員会主任



森 杉 壽 芳

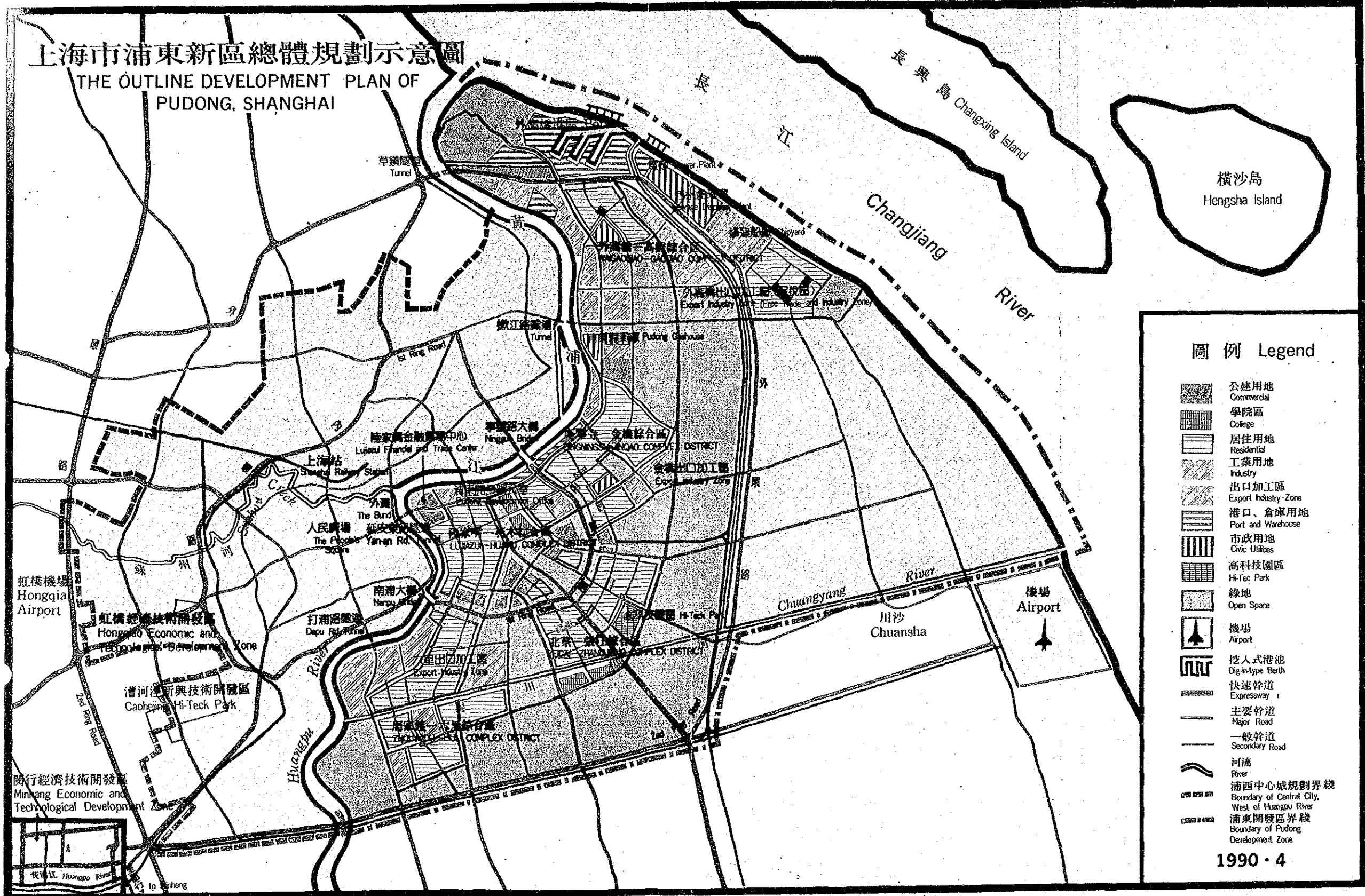


金 柱 青



# 上海市浦東新區總體規劃示意圖

## THE OUTLINE DEVELOPMENT PLAN OF PUDONG, SHANGHAI



### 圖例 Legend

- 公建用地 Commercial
- 學院區 College
- 居住用地 Residential
- 工業用地 Industry
- 出口加工區 Export Industry Zone
- 港口、倉庫用地 Port and Warehouse
- 市政用地 Civic Utilities
- 高科技園區 Hi-Tec Park
- 綠地 Open Space
- 機場 Airport
- 挖入式港池 Dig-in-type Berth
- 快速幹道 Expressway
- 主要幹道 Major Road
- 一般幹道 Secondary Road
- 河流 River
- 浦西中心城規劃界綫 Boundary of Central City, West of Huangpu River
- 浦東開發區界綫 Boundary of Pudong Development Zone

1990 · 4

調查对象地区

Handwritten signature and date:

AM  
-97-98-



別添2 上海市浦東新区外高桥地区開發計画調査に関する必要資料一覧表

2/10/11 金

必要資料一覽表

中国側から日本側への提出期限：

◎本格調査団訪中時  
△1991年7月末  
X未定

P.1

項目	資料	中国側から日本側への提出期限	既存資料の概要	備考
1. 自然条件				
地形	① 浦東新区地形図	△	縮尺：1/20,000	
	② 外高橋地区地形図	△ (1/5,000 地形図を例示として一葉、1/5,000 地形図がある範囲を1/20,000に記入する。) ◎ (1/5,000 地形図のすべて)		
水深	① 外高橋新港地区深淺図	△	縮尺：1/50,000	
風	① 風向・風速観測位置図	△		
	② 風向・風速出現頻度表	◎		
波浪	① 波向・波高観測位置図	△	観測方法；	
	② 波向・波高出現頻度表	◎		
潮位	① 潮位観測位置図	△		
	② 各種潮位一覽表	△	潮位種別；	

Handwritten signature and initials.

項 目	資 料	中国側から日本側への提出期限	既存資料の概要	備 考
潮流	①潮流現況図	△	観測方法；	
	②潮流流速資料	○	観測時期；	
河川流量	①長江河川流量観測資料	△	観測方法、時期；	
底質	①底質図	△		
漂砂	①湾内（航路）埋没量観測資料	○	観測方法； 観測時期；	
	②漂砂観測資料	○		
地質	①外高橋地区地質図	△		
	②外高橋周辺地質図	○		
	③土質調査位置図	△		
	④土質柱状図	○		
	⑤土質試験結果整理表	○	整理項目；	
生物相	①植生現況図	X		
	②生物分布図	X		

金  
NAM

項 目	資 料	中国側から日本側への提出期限	既存資料の概要	備 考
2. 社会条件				
土地利用・ 水域利用	① 上海市土地利用現況	○		
	② 浦東新区土地利用現況	○		
	③ 外高橋地区土地利用現況	○		
	④ 外高橋地区水域利用図	○		
社会資本	① 上海市及び周辺地区（ 広州含）交通施設現況 図（港湾配置図含）	○	縮尺； 主要項目；	
	② 上海市現況施設配置図 （上下水道、電力、ガ ス、電話等）	○	縮尺；	
	③ 上海港入港航路・泊地 図	○	縮尺；	
	④ 上海港港灣施設図	○	縮尺；	

Handwritten signature and initials.

項目	資料	中国側から日本側への提出期限	既存資料の概要	備考
その他	① 交通施設整備計画	○		
	② 上海市、浦東新区、外高橋地区都市計画図	○		
	③ 上海市施設配置計画図（上下水道、電力、ガス、電話等）	○		段階計画を含む
	④ 外高桥深水港構想図・その他構想資料（取扱貨物量・企業立地等）	○	主要項目；	
	⑤ 上海市の港灣将来構想（構想図、貨物量等）	○	主要項目；	
	⑥ 上海市組織図	△		
	⑦ 航運公司組織図	△		
	⑧ 上海市港灣管轄図	△		
	⑨ 上海市統計年鑑	△		1990年版
	⑩ 中国年鑑	△		1990年版

WMM  
金



項 目	資 料	中国側から日本側への提出期限	既存資料の概要	備 考
その他	③ 上海港外高橋建設計画 関係資料	△		
	④ 建築物の建ぺい率、容積率等に関する基準	△		
	⑤ 学校の配置に関する基準及び計画	○		

金  
M

2-3 対処方針

中華人民共和国上海市浦東新区外高橋地区整備計画調査(事前調査(S/W))

対処方針案

項目	対処方針	備考
<p>1. 事前調査の目的及び今後の予定</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 今後の予定</p>	<p>次の通り整理し、説明する。</p> <p>①先方政府の要請背景、内容及び意向の確認</p> <p>②本格調査の実施方針及びS/Wの協議</p> <p>③先方受け入れ体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先方政府の実施すべき事項</li> <li>・先方カウンターパート機関</li> <li>・調整等を目的とする委員会(Steering Committee)の必要性の有無</li> <li>・その他</li> </ul> <p>④本格調査に必要な事項の確認</p> <p>・ADB調査の進捗状況を勘案し、本格調査開始</p>	<p>←別紙-1</p> <p>(M/M)</p> <p>(M/M)</p> <p>←別途詳述</p> <p>←別紙-2</p>
<p>2. 要請内容及び意向の確認</p> <p>(1) 全般</p> <p>(2) 協力の内容及び範囲</p>	<p>当方の本件調査に関する考え方を説明する。合意事項については、先方と事前調査団とがS/W, ミツに署名し、確認する。</p> <p>(1) 中華人民共和国上海市浦東新区全体の開発構想を研究しつつ、外高橋地区における、輸出加工区及び保税区を含む臨港地区及び中心地区、居住地区、緑地等の整合性のとれた土地利用計画、地区整備計画に係る開発基本計画(目標年次2020年)、開発整備計画(目標年次2000年)の立案、評価を行う。</p> <p>(2) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ、技術移転を行う。</p>	

項目	対処方針	備考
3. 本格調査の実施方針及びS/W内容の協議	あらかじめ作成したS/W案をもとに説明、協議し、合意の後、双方の代表者が署名する。	・署名者①日本側：調査団長 ②相手側：局長クラス
(1) 本格調査の目的	上海市浦東新区外高橋地区の開発に係る基本計画及び整備計画の立案、評価を実施する。	
(2) 本格調査の対象地域	中華人民共和国上海市浦東新区外高橋地区	
(3) 目標年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外高橋地区開発基本計画 2020年</li> <li>・外高橋地区開発整備計画 2000年</li> </ul>	・経済・社会開発計画等との整合性の確認
(4) 本格調査の内容と項目	<p>1. 上海市、浦東新区、外高橋地区の現状把握</p> <p>(1) 計画関連資料収集・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人口、産業、経済等の現状と動向</li> <li>②計画基本図</li> <li>③土地利用、水域利用、都市開発及び都市施設等社会資本の現状と動向</li> <li>④既存都市計画、港湾計画等の現状と問題点</li> </ul> <p>(2) 現地踏査</p> <p>2. 外高橋地区開発基本計画検討の外的条件（複数）の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存計画・構想のレビュー</li> <li>(2) 計画フレームの設定</li> <li>(3) 上海港の背後圏・前方圏と外航海運の見通し</li> <li>(4) 浦東新区利用条件の評価（開発適性、開発可能容量の評価）</li> <li>(5) 浦東新区開発構想の位置付けと開発構想の代替案の検討</li> <li>(6) 外高橋新港開発の位置付けと開発構想の代替案の検討</li> <li>(7) 外高橋地区開発基本計画検討のための外的条件の整理</li> </ul>	<p>・データの有無の確認</p> <p>・既存地形図の有無、国外持ち出しの可否の確認 (M/M) ←別紙-3</p> <p>・外高橋地区開発構想の検討を進めるための前提となる条件の整理を行ない、3ケース程度の検討ケースの設定を行なう。 (M/M)</p>

項 目	対 処 方 針	備 考
<p>(5)調査期間</p> <p>(6)報告書</p>	<p>3. 外高橋地区開発基本計画の立案と評価  各外的条件に対応した開発基本計画（土地利用計画、施設計画等）の検討をそれぞれ行う。</p> <p>①外高橋地区開発基本方針の設定（複数）  ②外高橋地区開発規模の設定（複数）  ③外高橋地区土地利用基本計画案の作成  ④外高橋新港開発計画案の作成  ⑤臨港地区及び中心地区、居住地区、緑地等  地区基本計画案の作成  ⑥交通、供給処理等都市施設計画案の作成  ⑦外高橋地区開発基本計画代替案の作成</p> <p>4. 外高橋地区開発整備計画（代替案）の作成  2000年を対象として各開発基本計画に対応した開発整備計画をそれぞれ立案し、評価をする。</p> <p>5. 浦東新区関連インフラ整備計画に対する提言  各開発整備計画に対応して、浦東新区外高橋地区開発整備の前提となる浦東新区の関連インフラストラクチャーの整備計画について提言を行う。</p> <p>着手からF/R提出まで15ヶ月程度</p> <p>①着手報告書（30部）  ・本格調査開始時  ・調査実施方針、スケジュール等を記載</p> <p>②進捗状況報告書（30部）  ・調査開始後4ヶ月以内  ・現地調査結果、外的条件の設定の概要</p>	<p>・開発基本計画代替案を作成する。（各外的条件に対応した3案程度）(M/M)</p> <p>・主要開発プロジェクトの概算事業費、費用便益分析等(M/M)</p> <p>・F/Sのレベルとはしない。(M/M)</p> <p>・環境問題について問われた場合は、各レポートにおいて、コメントする旨伝える。(M/M)</p> <p>・報告書は和文のみ。中国文は、作成しない。(M/M)</p> <p>・英文報告書については、中国側の要請があれば対応する。</p>

項 目	対 処 方 針	備 考
	③中間報告書（30部） ・調査開始後8ヵ月以内 ・外高橋地区開発基本計画の概要 ④最終報告書（案）（30部） ・調査開始後13ヵ月以内 ・全ての結果 ⑤最終報告書（50部） ④に対するコメント受領後3ヵ月以内	
(7) 本格調査に必要な 確認事項	①調査の対象地域、対象施設・範囲（組織等）、 精度、計画期間等 ②計画対象地域の現状と進行中・計画プロジェ クトの現状 ③5か年計画等での予算措置の現状 ④5か年計画等、国家計画その他関連プロジェ クト等の計画との関係 ⑤本格調査の実施時期、完了時期 ⑥カウンターパート機関の中国における位置付 けと権能 ⑦ADB、世銀、CIDA等他の援助機関の関 与の現状・予定 ⑧外高橋地区の開発規模（雇用目標人口、産業 構成、居住人口等） ⑨外高橋新港の計画内容 ⑩プロジェクト推進のための条件となるインフ ラストラクチャーの整備状況と計画 ⑪その他所要の確認事項	主として質問表で対応            ←別紙-2
4. 先方受け入れ体制 の確認 (1) 先方の実施すべき 事項 (2) 先方カウンターパー ト機関	S/W案をもとに協議する。  ①カウンターパート機関の確認  ②関連機関の協力体制の確認 ③調整等を目的とする委員会の設置の有無とそ の役割の確認 (Steering committee)	上海市科学技術委員会か、浦東開 発弁公室か  設置する場合、北京交通部の取扱 い(M/M) ←別紙-1

項 目	対 処 方 針	備 考
(3) 請訓事項	<p>① Undertaking の内容に係る事項については、必要に応じて請訓する。</p> <p>② 調査内容については、著しい変更の合った場合は必要に応じ請訓する。</p>	
5. 議事録等	<p>① C/P研修、セミナーの開催については要請の伝達に留める。(M/M記載は可とする)</p> <p>② S/W及び調査の実施に関する協議内容を議事録としてとりまとめ、双方の代表者が署名し確認する。</p> <p>③ steering committee の設置をM/Mに明記する。</p> <p>④ 事業実施段階における資金調達に関しては、調査団の権限範囲外である旨伝える。</p>	
6. 団員業務分掌	団員所掌業務分掌案による。	
7. 報告書	目次案に従って、各担当者により作成する。	

## 先方受け入れ態勢における北京交通部の参画の必要性について

1. 以下に示す、外高橋新港に係る詳細な情報を上海市又は上海港務局が所有しており、かつ日本側調査団に供与し得る権限を有していない場合には、これらの情報・資料の入手が担保されない限り、北京交通部又は第3航路工程院の調査への参画を要請する。これが了承されない場合には、S/Wを締結しない。

①浦東開発計画にあつては、新港の開発計画として、外高橋、羅、金山嘴の三港を開発するとしているが、これら三港の機能分担の考え方と、分担機能に対応した将来貨物量予測値（港別、品目別）

②これら三港と背後圏を共有する現上海港、寧波、鎮江、南通、南京等諸港との機能分担及び各港別貨物量（品目別）の考え方

③外高橋新港計画において、外高橋地区に計画されている輸出加工区及び保税区の計画開発規模と外高橋新港で取り扱うことが予定されている貨物量（240万トンを順岸式4バースで取扱う。）及び上海港全体で（新港も含む。）2000年までに不足する大水深岸壁55バース（取扱量5640万トン）との関係。

即ち、外高橋地区に予定されている輸出加工区及び保税区に出入りする貨物量と外高橋新港で取扱うこととされている貨物量との量的関係、浦東新区以外で発生、吸収される将来貨物量と計画貨物量5640万トンとの関係。

④長江河口から外高橋地区へ至る航路水深（現在、維持水深は、平均低潮位（MLW）以下-7m）と計画岸壁水深-10mとの関係。

特に、潮待ちで入出港する場合、航路の潮位の時間的変動に関する資料と現行の入出港の方法。（経済効果の測定上必要となる。）

更に、将来の航路浚渫計画（実施時期と浚渫量、工費）

⑤寧波等近隣諸港の港湾利用料金

## ADB調査の進捗、予定の確認とJICA調査の対処方針

## 1. 確認事項

- ① JICA側の情報によれば、ADBの南浦大橋のローン案件が、理事会の承認を受け、それに伴い、浦東新区にかかる技術協力も承認を受けたとのことである。これについて、上海側は、ADBからの連絡その他関連する情報を受けているか。受けているとすれば、その内容。
- ② ADB調査の開始時期の見通し。
- ③ ADB調査の内容、調査期間。
- ④ ADB調査のアウトプットの概要が判明する時期（I t/R提出時期）。
- ⑤ ADB調査のJICA調査に対する位置付け（中国側の考え方）。

## 2. 対処方針

- ① ADB調査の着手が今後早急に行われるとした場合、両調査結果の整合を図る観点から、そのアウトプットの概要が判明して以降、その結果を参考としながら、JICA側は調査に着手（準備期間を含む）するものとする。
- ② ADB調査の着手が相当の時間を要すると見込まれる場合（半年以上）、JICA側は、規定方針に従って可能な限り早急に調査に着手し、調査の過程においてADB側と必要な情報交換等を行うものとする。
- ③ 中国側は、ADBに対し、上記調査の早急な実施を要請すると共に、その円滑な実施を図るよう勤めること。また、JICA調査の実施に際しては、ADB調査の内容等につき、必要な情報をJICA側が得られるよう、最大限の便宜をはかること。（M/M）



## 地形図の有無とその利用（国外持ち出しを含む）の可否について

1. JICAとしては、本調査の実施に当たり、下記の2点の地形図が必要であり、中国より、日本へ持ち出して使用したい旨を伝える。また、その際必要な所要の手続きについては、中国側で対応する（M/M）よう要請する。
  - ① 浦東新区： 1/10,000地形図
  - ② 外高橋地区： 1/5,000地形図
  
2. 上記の地形図がない、又は、国外持ち出しが認められない場合、次の地形図が存在し、かつ、日本への持ち出しが可能な場合、S/Wを締結し、可能な範囲で調査を実施する。
  - ① 浦東新区： 1/50,000地形図（等高線は、無くても可）
  - ② 外高橋地区： 1/10,000地形図（等高線の入ったもの）
  
3. 上記2. の条件が満たされない場合、中国側が、一定の期間内（半年程度）に所要の地形図の作成を約束し、日本への持ち出しが担保された場合はS/Wを締結し、地形図の作成完了後JICAは、調査に着手することとする。（M/M）
  
4. 上記3. の条件も満たされない場合には、S/Wを締結しない。

## 2-4 質問書

中華人民共和国上海市浦東新区外高橋地区開発計画調査

事前調査（実施細則協議）

質問書

### 1. 調査実施体制

#### 1) 中国側のカウンターパート機関

① 組織名

② 機関の中国における位置付けと権能

#### 2) 調整等を目的とする委員会 (Steering Committee)

① 必要性

② 上記委員会を作る場合の参加機関

#### 3) 中国側の協力体制

① 提供可能資料 (別紙)

② 現地調査に対する便宜供与

### 2. 調査内容

#### 1) 調査対象

① 地域

② 施設

③ 計画期間

④ 精度

#### 2) 本計画の中国国内における位置付け

① 5か年計画等、国家計画その他関連プロジェクト等の計画との関係

② 5か年計画等での予算措置の現状

③ ADB、世銀、CIDA等他の援助機関の関与の現状・予定と相互関係

#### 3) 調査項目

① 浦東新区及び外高橋地区のマスタープランのフレーム (居住人口、昼間人口、雇用目標人口)、産業構成 (人口、出荷額等) 及び算定根拠

- ②浦東新区（1／10，000程度）及び外高橋地区（1／5，000程度）の地形図及びその日本国への持ち出しの可否
- ③浦東新区及び外高橋地区の交通の現況及び将来予測（物流を含む）
- ④外高橋地区の土地利用現況
- ⑤上海市の観光客入り込み数の推移及び将来計画
- ⑥外高橋地区の建築物及び農地の補償の考え方
- ⑦外高橋地区輸出加工区内の工業立地（業種、生産規模、用地面積、原材料の供給先、製品の販売先、用水量、用电量、雇用人数の目標等）
- ⑧外高橋新港の計画内容
- a. 外高橋新港で取り扱うことが予定されている貨物量と浦東新区開発計画との関係（浦東新区の開発が無い場合の上海港の将来貨物量と、浦東新区の開発により増加が予定される分の区別）
  - b. トランシップメントの貨物は、外高橋新港から中国国内の他の港へのトランシップ機能を考えているか、または、外高橋新港から海外の港へのトランシップを考えているか。）
  - c. 第2、第3世代のコンテナ船については、アプローチチャンネルの喫水が不足するが、これらの深喫水の船については、揚子江河口の緑華山にて瀬取りをして入港することを考えているか。
  - d. トランシップ機能が海外と国内のトランシップの場合、保税区の目的は何か。
  - e. 浦東開発計画にあっては、新港の開発計画として、外高橋、羅泾、金山嘴の三港を開発するとしているが、これら三港の機能分担の考え方と、分担機能に対応した将来貨物量予測値（港別、品目別）
  - f. これら三港と背後圏を共有する現上海港、寧波、鎮江、南通、南京等諸港との機能分担及び各港別貨物量（品目別）の考え方
  - g. 外高橋新港計画において、外高橋地区に計画されている輸出加工区及び保税区の計画開発規模と外高橋新港で取り扱うことが予定されている貨物量（240万トンを順岸式4バースで取扱う。）及び上海港全体で（新港も含む。）2000年までに不足する大水深岸壁55バース（取扱量5640万トン）との関係。

即ち、外高橋地区に予定されている輸出加工区及び保税区に出入りする貨物量と外高橋新港で取扱うこととされている貨物量との量的関係、浦東新区以外で発生、吸収される将来貨物量と計画貨物量5640万トンとの関係。

h. 長江河口から外高橋地区へ至る航路水深（現在、維持水深は、平均低潮位（MLW）以下-7m）と計画岸壁水深-10mとの関係。

特に、潮待ちで入出港する場合、航路の潮位の時間的変動に関する資料と現行の入出港の方法。（経済効果の測定上必要となる。）

更に、将来の航路浚渫計画（実施時期と浚渫量、工費）

i. 寧波等近隣諸港の港湾利用料金

⑨「上海市浦東新区総体規画示意图」において、外高橋輸出加工区、金橋輸出加工区、六里輸出加工区の三箇所に輸出加工区が計画されているが、それぞれの加工区に適用される法規は異なるのか。また、異なる場合、その違いは何か。

⑩虹橋経済技術開発区、颯行経済技術開発区、漕河泾新興技術開発区が既に計画、あるいは実施されているが、これらの技術開発区の違い（特に優遇措置について）

⑪既存の技術開発区と浦東新区の輸出加工区との差異（特に優遇措置について）

⑫プロジェクト推進のための条件の整備状況

a. 外高橋地区の活動開始時期と当該地区への輸送網の整備時期（南浦大橋と外高橋地区との間の道路、鉄道敷設計画）

b. 外高橋地区の活動開始時期と上下水道網及び水供給源、電力供給源、通信網整備時期

上海市浦東新区外高橋地区開發計画調査に関する調査表

1991年6月

上海市浦東新区外高橋地区開發計画調査事前調査団

日本国 国際協力事業団

必要資料一覧表

入手希望時期；

事前調査団の訪中期間内入手希望

P 1

資料の有無；  
 ○ 現在、中国に当該資料がある  
 △ 現在、中国に当該資料がない  
 × 現在、中国に当該資料がない

項目	資料	料	入手希望時期	資料の有無	資料が無い場合 今後の調査予定	既存資料の概要	備考
1. 自然条件							
地形	① 浦東新区地形図 (1/10,000)		△			縮尺；	
	② 外高橋地区地形図 (1/5,000)		△			縮尺；	
水深	① 外高橋新港地区深淺図		△			縮尺；	
	① 風向・風速観測位置図		△				
風	② 風向・風速出現頻度表		○				
	① 波向・波高観測位置図		△			観測方法；	
波浪	② 波向・波高出現頻度表		○				
	① 潮位観測位置図		△				
潮位	② 各種潮位一覧表		△			潮位種別；	

項 目	資 料	入 手 希 望 時 期	資 料 の 有 無	資 料 が 無 い 場 合 今 後 の 調 査 予 定	既 存 資 料 の 概 要	備 考
潮 流	① 潮 流 現 況 図	△			観 測 方 法 ；	
	② 潮 流 流 速 資 料	○			観 測 時 期 ；	
河 川 流 量	① 長 江 河 川 流 量 観 測 資 料	△			観 測 方 法 、 時 期 ；	
底 質	① 底 質 図	△				
漂 砂	① 湾 内 ( 航 路 ) 埋 没 量 観 測 資 料	○			観 測 方 法 ； 観 測 時 期 ；	
	② 漂 砂 観 測 資 料	○				
地 質	① 外 高 橋 地 区 地 質 図	△				
	② 外 高 橋 周 辺 地 質 図	○				
	③ 土 質 調 査 位 置 図	△				
	④ 土 質 柱 状 図	○				
	⑤ 土 質 試 験 結 果 整 理 表	○			整 理 項 目 ；	
生 物 相	① 植 生 現 況 図	△				
	② 生 物 分 布 図	△				

項目	資料	入手希望時期	資料の有無	資料が無い場合今後の調査予定	既存資料の概要	備考
2. 社会条件						
土地利用・水域利用	①上海市土地利用現況	○				
	②浦東新区土地利用現況	○				
	③外高橋地区土地利用現況	○				
	④外高橋地区水域利用図	△				
社会資本	①上海市及び周辺地区（広州含）交通施設現況図（港湾配置図含）	○			縮尺； 主要項目；	
	②上海市現況施設配置図（上下水道、電力、ガス、電話等）	○			縮尺；	
	③上海港入港航路・泊地図	○			縮尺；	
	④上海港港湾施設図	○			縮尺；	



項 目	資 料	入 手 希 望 時 期	資 料 の 有 無	資 料 が 無 い 場 合 今 後 の 調 査 予 定	既 存 資 料 の 概 要	備 考
その他	① 交通施設整備計画	△				
	② 上海市、浦東新区、外高橋地区都市計画図					
	③ 上海市施設配置計画図（上下水道、電力、ガス、電話等）					段階計画を含む
	② 外高橋深水港構想図・その他構想資料（取扱貨物量・企業立地等）	△			主要項目；	
	③ 上海市の港湾将来構想（構想図、貨物量等）	△			主要項目；	
	④ 上海市組織図	△				
	⑤ 航運公司組織図	△				
	⑥ 上海市港湾管轄図	△				
⑦ 上海城市統計年鑑		△				1990年版
⑧ 中国年鑑		△				1990年版

項 目	資 料	入 手 希 望 時 期	資 料 の 有 無	資 料 が 無 い 場 合 今 後 の 調 査 予 定	既 存 資 料 の 概 要	備 考
その他	⑨ 上海港外高橋ターミナル、フィードバック	△				1990.7
	⑩ Master Layout Plan Port of Shanghai	△				1989.9 上海港務局

附属資料3. 収集資料リスト

No	名 称	備 考
1.	上 海	和文パンフレット
2.	上海市の改革の十年発展推移 — 経済と社会	和 文
3.	上 海 科 技	
4.	上海投資指南（上海投資案内）	和 文
5.	THE COMPREHENSIVE PLAN OF SHANGHAI	英 文
6.	上海市市区及び近郊区土地使用現状図	
7.	上海市城市总体规划图	
8.	上海市中心城总体规划图	
9.	上海浦東新区図	
10.	上海市浦東新区总体规划（図）	
11.	上海浦東新区总体规划构想	
12.	上海浦東開発簡介 (AN INTRODUCTION TO PUDONG DEVELOPMENT OF SHANGHAI)	英 文
13.	上海浦東開発與投資 (THE DEVELOPMENT & INVESTMENT OF PUDONG SHANGHAI)	英 文
14.	上海浦東新区の投資指南	和文、英文
15.	THE INVESTMENT GUIDE IN PUDONG NEW AREA OF SHANGHAI	英文パンフレット
16.	上海浦東新区の政策法規	和 文
17.	上海浦東新区外高橋保稅区	英 文
18.	上海港パンフレット	含・英文







